

平成26年第3回能登町議会12月定例会議 会議日程表

12月8日から12月17日（10日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第1日	12 月 8 日	月	午前10時00分	本会議	再開・開議 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託
第2日	12 月 9 日	火		委員会	休会(常任委員会)
第3日	12 月 10 日	水		委員会	休会(常任委員会)
第4日	12 月 11 日	木		休会	休会
第5日	12 月 12 日	金		休会	休会
第6日	12 月 13 日	土		休日	休会
第7日	12 月 14 日	日		休日	休会
第8日	12 月 15 日	月	午前10時00分	本会議	一般質問
第9日	12 月 16 日	火	午前10時00分	本会議	一般質問
第10日	12 月 17 日	水	午後 1時30分	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉議・散会

再開・開議（午前10時00分）

再開・開議

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまから、平成26年第3回能登町議会12月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本12月定例会議の会議期間は会議日程表のとおり、本日から12月17日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（鍛冶谷眞一）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、5番 小路政敏君、6番 酒元法子君を指名いたします。

諸般の報告

議長（鍛冶谷眞一）

日程第2「諸般の報告」を行います。

前議長の宮田議員におかれましては、議長在任中、石川県町村議会議長会の会長を、また全国町村議会議長会の監事として尽力されたその功績に対し、11月1日付けで、全国町村議会議長会から感謝状の贈呈があり、伝達いたしましたことをご報告申し上げます。

誠におめでとうございます。ご苦労様でした。

（拍手）

次に本12月定例会議に、町長より別冊配布のとおり、議案24件が提出されております。

次に地方自治法第121条の規定により、本12月定例会議に説明員の出席

を求めたところ説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿としてお手元に配布しましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成26年8月分、9月分、10月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第3 議案第81号「平成26年度能登町一般会計補正予算」から日程第26 議案第104号「公の施設の指定管理者の指定について」までの24件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（鍛冶谷眞一）

町長から提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

おはようございます。本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

先週末、日本海側から四国にかけて12月初旬としては珍しい大雪に見舞われ、全国的にスリップ事故や倒木による交通の乱れ、死亡事故や集落が孤立するなど大きな影響が出ました。町では毎年除雪計画を立て積雪に備えておりますが、今後、本格的な降雪の時期に入りますので、町といたしましても嚴重な警戒と監視を行ってまいります。

町民の皆様におかれましては、本格的な冬に入り、寒さが厳しくなってきましたが、火の取り扱いや、暖房器具の消し忘れ等には十分に注意されますようお願いいたします。

さて、今年1年を顧みますと、多くの自然災害が発生いたしました。

8月の豪雨により発生した広島市北部の大規模な土砂災害では、死者74名、負傷者44名の大災害となりました。9月には、御嶽山噴火で、死者57名、行方不明者6名、負傷者69名の戦後最悪の火山災害が発生いたしました。また、先月22日に発生した長野県北部地震では、幸い死者は出なかったものの、負傷者が46名で、住宅被害は千棟を超え、今なお多くの方々が避難されてお

り、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。こうした自然災害は、いつ、いかなる場所で発生するか、予測することは困難であり、地震や津波などの自然災害は、時として、想像を超える力で襲ってきます。災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、国や地方公共団体などが取り組む「公助」が重要だと言われています。その中でも基本となるのは「自助」であり、一人ひとりが自分の身の安全を守ることです。特に災害が発生したときは、まず、自分が無事であることが最も重要です。

防災対策に、万全というものはありませんので、一人ひとりが、自分の周りにどのような災害の危険が及ぶのかを考え、必要な対策を講じることが重要であります。町としても、自然災害に速やかに対処し、被害の拡大を防止するための緊急事業を実施できるよう、対応体制の強化を進めてまいります。また、緊急対応の拠点となる、基幹的広域防災拠点の整備と運用体制の構築を進めたいと考えています。

次に先月の21日に衆議院が解散し、第47回衆議院議員総選挙が今月2日に公示され、12月14日が投票日となっております。今回の総選挙は、社会経済情勢が著しく変化する昨今において、今後の我が国の方向を決定するうえで極めて重要な意義を持つものであり、国民が主権者として政治に参加する大切な機会でもあります。現在、期日前投票所が開設されておりますが、有権者の皆様におかれましては、今回の総選挙の意義を十分に認識され、棄権することなく、政党や政治団体、候補者等の政見及び政策などをよく見極め、積極的に投票されるようお願いいたします。

さて、いよいよ、北陸新幹線開業まで100日を切りました。そして、来春に、“里山・里海”の豊かな自然と独自の伝統や風習が息づく能登地方を舞台に連続テレビ小説「まれ」の放映が予定されています。能登町の誕生10周年を迎えるにあたり、新たな時代の始まりを感じております。現在、平成27年度当初予算の編成期を迎えておりますが、このような千載一遇の機会を活かし、住んで良かったと言える町づくりに取り組んで参りたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位には、格別の御理解とお力添えを賜りますよう衷心からお願いを申し上げます。

それでは、今定例会議にご提案いたしました議案24件につきましてその大要をご説明いたします。議案第81号から第92号までは、一般会計、特別会計及び事業会計予算の補正であります。

主な補正内容は、能登消防署本部庁舎建設にかかる調査設計費等を追加したほか、急傾斜地崩壊対策事業費の追加や後年度の公債費負担の軽減を図るため

長期債繰上償還の追加を行っております。その他、人事院勧告や人事異動による人件費の調整等の組替や、事業費等の確定による組替えや調整を行ない、今回補正予算として提案させていただきました。

はじめに、議案第81号「平成26年度能登町一般会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3億8721万1000円を追加し、予算総額を150億2614万5000円とするものであります。

歳出から説明いたします。

第1款「議会費」は、650万円の減額であります。人件費の調整を行ったものであります。

第2款「総務費」は、3903万円の減額であります。第1項「総務管理費」において、第1目「一般管理費」では、人件費の調整をはじめ、管理事務費の確定や職員厚生費の確定を見込み事務費を減額したほか、各支所庁舎に設置するAED機器の整備費を追加いたしました。第2目「文書広報費」は、広告費の追加のほか、有線放送特別会計への繰出金を追加いたしました。第5目「財産管理費」では、起債の確定による財源調整であります。第6目「基金管理費」では、財政調整基金への積立の減額であります。今回の補正の財源調整であります。第7目「企画費」におきましても、国民年金システム改修国庫委託金の確定のほか、起債の確定による、財源調整であります。第8目「地域振興費」は、「地域おこし協力隊」や「先駆的里山保全地区創出支援事業」の確定による事務費を減額したほか、「ふるさと能登町応援寄付事業」において、実績を見込み報償費の追加やPRパンフレット印刷費を追加しております。第15目「電子自治体推進費」では、職員用パソコン購入費の事務費の組替えであります。第2項「徴税费」、第3項「戸籍住民基本台帳費」は、人件費の調整であります。第4項「選挙費」では、人件費の調整のほか、農業委員会委員選挙費の確定による減額であります。第5項「防災費」、第6項「統計調査費」においても、人件費の調整であります。

第3款「民生費」は、3368万2000円の追加であります。第1項「社会福祉費」において、第1目「社会福祉総務費」は、人件費や事務費の調整のほか、臨時福祉給付金の確定による追加であります。第4目「障害者福祉費」は、身体障害者補装具の補助採択を受け扶助費を追加しております。第5目「老人福祉費」は、安心生活創造推進事業の補助採択による追加であります。その内容は、移動販売事業を行う車両購入費等への補助金であります。また、老人クラブスポーツ大会旗の助成のほか、配食サービス事業の利用実績を見込み事業費を追加しております。第6目「介護保健費」は、介護保健特別会計への繰出金を追加しております。第7目「国民健康保険費」につきましても、国民健康保険特別会計への繰出金の追加であります。第8目「後期高齢者医療費」

は、平成25年度分の療養給付費負担金の精算負担金を追加したほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額であります。第2項「児童福祉費」において、人件費の調整のほか、実績を見込み、ひとり親家庭への医療給付費や放課後児童保育料補助金を追加したほか、つくし放課後児童クラブ登録の児童数増による委託料を追加しております。

第4款「衛生費」では、1795万4000円を追加いたしました。第1項「保健衛生費」において、第1目「保健衛生総務費」は、人件費の調整であります。第2目「予防費」では、予防接種事業の事務費を追加し、第3目「母子保健費」は、未熟児養育医療事業の平成25年度精算に伴う国庫負担金返還金の追加であります。第5目「環境衛生費」は、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を追加しております。第2項「清掃費」は、人件費の調整であります。第3項「水道費」では、水道事業会計への補助費の減額を行い、簡易水道特別会計への繰出金を追加いたしました。

第5款「労働費」は、21万円の追加であります。勤労青少年ホーム内の陶芸用電気釜配線の修繕費を追加いたしました。

第6款「農林水産業費」は、2422万4000円の追加であります。第1項「農業費」において、第1目「農業委員会費」、第2目「農業総務費」は、人件費の調整であり、第3目「農業振興費」では、多面的機能支援事業費、環境保全型農業支援対策事業費において、対象組織や面積等の確定により事業費の追加を行っております。第5目「農地費」では、農山漁村活性化プロジェクト支援事業費の確定による、調整と追加を行ったほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金を追加しております。第2項「林業費」では、第1目「林業総務費」で人件費の調整を行い、第2目「林業振興費」では、林道整備事業において、補助対象路線の確定による減額と調整を行ったものであります。第3項「水産業費」では、人件費の調整をはじめ、漁業集落排水事業特別会計への繰出金を追加したほか、6次産業化に向けた鮮度保持加工施設の基本設計費を追加いたしました。また、漁港建設費では、高倉漁港の修繕事業費確定による県負担金を追加しております。

第7款「商工費」は、55万5000円の減額であります。第1目「商工総務費」で、人件費の調整を行い、第3目「観光費」では、草刈り等清掃作業費の確定による、管理費の減額を行っております。

第8款「土木費」は、8793万8000円の追加であります。第1項「土木管理費」において、人件費の調整をおこない、第2項「道路橋りょう費」では、鶴町耕地整理等の確定による道路用地費を追加しております。第3項「河川費」において、広島県に発生した豪雨土砂災害を教訓とし、急傾斜地崩壊対策事業費を追加しております。第5項「都市計画費」において、人件費の調整

をはじめ、公共下水道事業特別会計への繰出金の追加しております。第6項「住宅費」は、人件費の調整であります。

第9款「消防費」は、7096万4000円の追加であります。消防・救急活動は、町民の安全安心の根幹を担う活動であります。能登消防署につきましては、耐震性能や津波浸水想定区域内の問題をはじめ、広域圏の消防救急無線デジタル化に向けた再整備問題など、消防本部庁舎の体制等検討を行って参りました。先般、能登町消防庁舎基本計画を基に、能登町消防庁舎検討委員会の提言を受けたところであります。今回の補正は、常備消防費において、上町地区に能登消防本部庁舎を建設するため、用地測量をはじめ土質調査費や設計費等を新たに追加したものであります。また、消防施設費では、無蓋防火水槽の蓋板設置工事費の確定による追加であります。

第10款「教育費」は、182万5000円の追加であります。第1項「教育総務費」において、人件費の調整のほか、国が策定した教育振興基本計画を基に、町の教育の振興施策に関する基本的な計画を策定するため、諸経費を追加しております。第2項「小学校費」は、人件費の調整や、要・準要保護児童就学援助費の確定を見込み追加いたしました。第3項「中学校費」では、人件費の調整をはじめ、各種大会派遣の確定を見込み補助金を追加したほか、要・準要保護生徒就学援助費の確定を見込んだ追加であります。第4項「社会教育費」では、人件費の調整をはじめ、「コンセールのと」の利用実績を見込み、休日・夜間の管理費を追加したほか、寄附金を受け公民館の庁用器具の購入費を追加しております。第5項「保健体育費」では、人件費を調整したほか、体育施設用のAED設置費を追加いたしました。また、寄附金を受け相撲練習場の暖房機器設置費を追加しております。

第11款「災害復旧費」は、284万1000円の追加であります。第2項「公共土木施設災害復旧費」において、10月2日から3日に発生した、豪雨災害1件分を追加し、7月発生した豪雨災害復旧費の確定による調整を行っております。

第12款「公債費」は、1億9365万8000円の追加であります。平成25年度同意債の繰越分や利率の確定による元利償還金の減額のほか、今後の財政負担の軽減を図るための長期債繰上償還金の追加であります。

以上、この財源として、歳入において、「地方交付税」、「分担金及び負担金」、「国庫支出金」、「県支出金」、「寄附金」、「諸収入」、「町債」を追加し「地方特例交付金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第82号「平成26年度能登町有線放送特別会計補正予算(第1号)」は、176万8000円を追加し、予算総額を、2億1915万7000円とするものであります。その歳出の内容は、「総務費」において人件費の調整を行った

ほか、消費税の確定による公課費の減額であります。また、小間生橋改良工事に伴う有線設備の添架設計費を追加しております。

この財源として、「繰入金」、「繰越金」を追加し、収支の均衡を図りました。議案第83号は「平成26年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」です。保険事業勘定において、500万2000円を追加し、予算総額を、27億711万6000円とするものです。歳出の内容は、人件費の調整であります。「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りました。また、直営診療施設勘定では、2万3000円を追加し、予算総額を670万9000円といたしました。内容は、同じく人件費の調整であります。この財源として「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

議案第84号「平成26年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、37万3000円を減額し、予算総額を、3億1227万円といたしました。歳出の内容は、人件費の調整のほか、平成25年度療養給付費等負担金の確定と平成24年度以前の過年度分の保険料還付金の調整による減額をはじめ、還付加算金の追加であります。この財源として、「諸収入」を追加し「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

議案第85号は「平成26年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」です。保険事業勘定で、639万6000円を追加し、予算総額を、28億3129万9000円とするものです。歳出の内容は、各事業にわたり、人件費の調整を行い、事務費の確定による賃金の追加のほか、介護予防事業では「いきいき介護予防教室」において、今後の利用状況を見込み事業費を追加しております。この財源として、「分担金及び負担金」、「支払基金交付金」、「繰入金」を追加し、「国庫支出金」、「県支出金」を減額して、収支の均衡を図りました。また、サービス事業勘定では、9万8000円を追加し、予算総額を1712万3000円といたしました。歳出の内容は、人件費の調整であります。「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りました。

議案第86号「平成26年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、475万円を追加し、予算総額を、5億5073万5000円とするものです。歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整と消費税の確定による公課費の追加であります。この財源として、「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りました。

議案第87号「平成26年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、153万2000円を追加し、予算総額を、3億4890万8000円とするものです。歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整を行ったほか、消費税確定による公課費の追加や、不動寺処理場の屋根修繕費を追加しております。また、「公債費」は、資本費平準化債の確定による財源調整であ

ります。この財源として、「繰入金」、「諸収入」、「町債」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第88号「平成26年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、35万6000円を追加し、予算総額を、4163万円とするものです。歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整であります。この財源として、「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りました。

議案第89号「平成26年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」は、110万5000円を追加し、予算総額を、6206万7000円とするものです。歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整であります。この財源として、「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りました。

議案第90号「平成26年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」は、1478万8000円を追加し、予算総額を、5億1769万円とするものです。歳出の内容は、「総務費」の「一般管理費」では、人件費の調整のほか、簡易水道給水戸数や管路延長の確定による、水道総合管理システム構築費の追加であります。また、「施設管理費」では、小間生橋改良工事に伴う水道設備の添架設計費を追加したほか、珠洲道路改修に伴う配水管移設費を追加しております。また、「建設改良費」では、柳田地区再編推進事業の確定による、組替えであります。

この財源として、「繰入金」、「諸収入」を追加して、収支の均衡を図りしたので宜しくお願いいたします。

議案第91号「平成26年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出では、20万7000円を減額し、総額を5億5605万3000円とするものであります。内容は、営業費用において、人事院勧告と人事異動等に伴う人件費の調整であります。また、収益的収入では、繰出基準となる職員の子童手当分確定による補助費の減額であります。

議案第92号「平成26年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出では、6570万1000円を追加し、総額を24億7591万4000円とするものであります。内容は、医業費用において、人事院勧告や人事異動等に伴う人件費の調整のほか、C型肝炎等、新薬の処方による薬品費の追加でありますので宜しくお願いいたします。また、医業外費用として、薬品の購入にかかる消費税を追加しております。収益的収入については、外来収益の追加でありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第93号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、能登町特別職報酬等審議会から、町議会議員にあつては、議員定数の削減、通年議会の導入、行政基盤が大きい状況を考慮して議員報酬を増額することが適当との答申を受け、議員報酬

の改定を本議会に提案いたしましたので、宜しく願いいたします。

次に、議案第94号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、国の産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の見直しに伴う関係法令等の改正によるものでありますが、町の出産育児一時金を42万円に維持するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第95号「能登町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、指定介護予防支援事業者に関し、必要な基準を条例で定めるものであります。

次に、議案第96号「能登町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」は、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、地域包括支援センターが遵守しなければならない基準を定めるため、条例の制定を行うものであります。

次に、議案第97号「能登町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」は、平成17年3月1日に旧能都町、旧柳田村及び旧内浦町の3町村が合併し「能登町」が誕生する際、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間として定めた計画を、合併特例債の発行期限延長措置に伴い、計画期間を5年間延長するとともに、旧町村間の合意形成に時間を要した事項、東日本大震災の発生により合併時には想定していなかった消防庁舎の整備、公共施設等の耐震化についても合併特例債の有効利用を図るため、計画の一部を変更するものであります。

次に、議案第98号から議案第104号までの7議案につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。この議案につきましては、去る11月11日の能登町公の施設指定管理者選定委員会の承認を受けて地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。また、指定管理者の選定委員会では、地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間については、営利を主たる目的にしている施設については3年間、福祉施設など管理を主たる目的にしている施設については5年間とし、指定管理者の名称変更にかかるものは残任期間としておりますので、宜しく願いいたします。

はじめに、議案第98号は、能登町農産物等直売所（鮭尾直売所）についてであります。この施設を設置当初から管理運営を行っております鮭尾直売所組合を、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第99号は、能登町特産物等直売所（桜峠直売所）についてであります。この施設を設置当初から管理運営を行っておりますグループさくら日

和を、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第100号は、能登海洋深層水施設及び能登町農林水産物加工開発センターについてであります。これらの施設は、地域の特産品を活かした新商品開発支援、海洋深層水および塩の品質管理、安定供給を基本とする施設であり、専門的技術を蓄積していることから株式会社 能登町ふれあい公社を、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第101号は、九十九湾園地施設についてであります。この施設は、観光資源及びレクリエーション等の利用を目的とした施設であり、「能登町観光協会」を、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第102号は、能登七見健康福祉の郷「なごみ」及び七見台潮騒体験農園についてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社を、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第103号は、みずほ障害者支援センターについてであります。旧瑞穂保育所を改築し事業を行っているものであり、特定非営利活動法人 礎会から、その残任期間につき、社会福祉法人礎会を指定管理者に変更するものであります。

次に、議案第104号は、能登町こども発達支援センターについてであります。地域の障害児や家族を支援するため、旧内浦保育所を「能登町こども発達支援センター」として設置しましたが、社会福祉法人佛子園を指定管理者に指定するものであります。

以上、本定例会議に提出いたしました各案件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。（午前10時42分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時55分)

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

日程第3 議案第81号から日程第26 議案第104号までの24件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容をお願いします。質疑は、ありませんか。

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

議案の100号、102号について指定管理のことについて二、三お聞きしたいと思います。まず冒頭に指定する身である町長持木一茂が公社の取締役として名を連ねて指定を受けるというような書類ですが、少しばかり指定する側、受ける側のお立場を両方兼ねておられる町長の心境というものはやはりなんとなくもどかしさとか、複雑な思いもあろうかと思えますけれどもこのあたり町長どう思われますか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

私自身は別にもどかしさは感じておりません。ただ、株式会社能登町ふれあい公社の社長という立場で言いますと、適切な方がいらっしゃればぜひ社長職を受けていただきたいとは思っておりますけど、今現在はもどかしさという気持ちはございません。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

よくわかりました。施設によってはやむを得ないものもあろうかなど。そんな思いもしております。営利を目的とするものもあればそうじゃないと言ったら過言になりますけどそうでない施設もあろうかということで、今、町長がおっしゃったような方で素晴らしい方、応募してくる方がおいでればという、当然私もわかります。そこで特に営利を目的とするものについては、意欲を持っ

ていただいて、その施設管理運営にあたっていただくということで株等々を持っていただいたはずなんですが、その時の目的、そしてまた持っていただいた方それ以外に役職員の方がどの程度お持ちになられたのか町長ご自身、公社の管理者の社長としてお持ちになられたのかどうか。私もちょっと以前のことで記憶が薄くなっておりますので、今後の方針と今の状況をまずお聞かせ願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今現在は正規の社員の方に株を持っていただいたということであります。取締役の役員の皆さまには今のところは持っていただいておりません。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

最後にします。まとめてお話しをさせていただきます。やはり町長がおっしゃったようにやる気のある方、素晴らしい方がおいでればと、おいでればじゃなくて、まとめて言いますのでご答弁願いたいと思います。今までに施設によっては公募、あるいはいろんな人たちのお力添えを得て模索をされたのかどうか。今後の方針を聞かせていただきたいということ。

そしてまた、一つ私の思うのは役員の方々にはぜひ持っていただきたいと思います。会社の運営にいたる社長が株を持たないというのは一般的にはどうしても不可思議であると思います。そういうことで話は少し広がりますが、新幹線の開業だとかもろもろの話が出て、能登に追い風が吹いているという話がありますけど、特に営利を目的とする施設においては、しっかりと新しい風を吹かせていただく考えをお持ちの方を真剣に公募して町の施設をより豊かなものにしていく素晴らしいリードをしていただく方をぜひとも模索を早急にしていただきたいということを申し添えて終わりたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

答弁を必要としていますか。

12番（宮田勝三）

おおざっぱでありましたけど、今後の私の思いを述べましたのでその思いに対していかがかお聞かせいただければそれで終わりたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

どのような方法が良いのかこれから模索していきたいと思いますが、そういった全国的な公募ももちろん必要でしょうし、あるいは正社員のなかからそういった社長になれる方の人材も生まれてくるのかなという思いもありますので今後どのような方法がいいのかを役員会でも諮っていききたいなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

他に質疑はありませんか。

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

予算書の24ページ農林水産業費で提案理由の説明の中に水産業振興費で6次産業化に向けた加工場云々というようなことを説明されたと聞いていますが、この委託料で400万円もってありますけど、この事業の中身を詳しく説明をいただけませんか。

議長（鍛冶谷眞一）

農林水産課長 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

お答えします。今年度当初予算におきまして6次産業化の可能性調査を予算化させていただきました。その調査が完了いたしましたのでそのデータを基に施設の事業費等の詳細を把握するための基本設計費を計上しております。以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

6次産業化に向けた事業予算をあげてますと言いますが、どういった事業費なのか、聞くところによるとこの間の全協だったか説明を聞いていませんでしたけど冷凍庫云々という話も聞いています。その中身の方をもう少し詳しく説明いただければよろしいんですけど。

議長（鍛冶谷眞一）

農林水産課長 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

お答えします。今のところ可能性調査を10名ほどで検討していただきました結果、あくまでも予定でございますけれど、宇出津新港において主に水産関係の大型冷蔵庫をぜひ欲しいと、ぜひ必要だという意見が圧倒的でございますのでその意見を基に大型冷蔵庫を建設したいと、建設していきたいというふうな予定でございます。以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

課長の説明では大型冷蔵庫。そして10人ぐらいの人の要望があったということですけど、その冷凍庫は単なる冷凍する施設なのか近年噂になっているCAS冷凍というような類なのか。また、聞くところによると大型冷凍庫が、小木港ですか、一時的な利用度がありますけど年間のほとんどが空で利用していないという話も聞いています。そうした場合、今ここで新港でそういう事業を構築する説明ありましたけど、果たしてその将来に向けたその冷凍庫を作ることによって、今言った6次産業化になる、雇用の促進とか地域の振興、漁業振興に結びつくのか。単なるそういう冷凍庫を作って、何を入れるのか分かりませんが、もしそういう話を聞いているならその説明もして欲しいのですが。結構な冷凍庫となると電気をくう建物になろうかと思えます。また、そういう管理の、これは一般財源からの427万をみてありますけど、これは町の施設なのか漁業関係で予算を、何か起債でもあるのか。そういったことももし説明できればお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

農林水産課長 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

まず予算についてでございますが、予算はすべて町の予算で対応しております。後は中の施設の詳細にということでございますが、CAS 冷凍とか色々な冷凍施設がございますが、CAS にあくまでもこだわっては今のところありません。そして急速冷凍庫、まず凍らせる施設、そして冷凍庫、そして冷蔵庫というふうに3種類の機種を備える施設でございます。

それと後は小木の方で空いているということでございますが、それは小木の方ではイカを常時遠洋で持っておいでますのであくまでも一時ストックして七尾の方へ輸送されるというふうに聞いております。したがって、常にそこには入ってくる船のためにいつも必ず空けておかなければならないと聞いておりますのでそういうふうになっているんだと思います現状は。急速冷凍、冷凍庫、そして冷蔵庫というふうな施設を、まとめた施設が出来上がるということでございます。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

私はこの事業に反対しているわけではありません。勘違いしないでください。この施設を作ることによって先ほど申したとおり、漁業振興なり地域活性化なり雇用が図られればなおさらいいことですので、ぜひその飛躍的な目標を持ってそういう施設をつくるなら私は大歓迎だと思いますので、ぜひそういう10人の人たちですか、そういう人たちがいるなら良いアイデアをもって良い施設にしていきたいと思います。以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

他に質疑はありませんか。4番 市濱等君。

4番（市濱等）

4番と言われればこの前まで3番だったもんですから、AKB48と一緒にセンターをいただいて。

それでは議案の92号の宇出津病院の補正予算が計上されております。関連してといいますか、広い意味で質問させていただきたいと思います。

今年7月の末におきました、勤労者プラザ「もちのき亭」の一酸化炭素中毒の事件について宇出津病院は地域の拠点病院ではなかったので緊急対応に対して手遅れがあったというようなニュアンスがよく聞こえてきました。珠洲病院

は拠点病院として緊急体制がとれたということを聞きました。そこで病院事務局長。拠点病院になるにはどうしたらいいのか。そして検討したことがあるのか。また、どんなふうな条件があって、それをクリアできないのかという部分を伺いたいと思います。

そしてこの際、県の施設の不始末で能登町のイメージがものすごくダウンした。これを補うために県に対して、そういうどんな対応をされたのかということも聞きたい。また、教育委員会事務局長。当町の児童、そして流山市の児童のその後、勤プラのもちのき亭、11月初めから営業していると聞いておりますが、どうなっているのか追跡調査をしたのか。そしてまた、もう一つ。一酸化炭素中毒は聞くところによると後遺症がかなり起こりやすいというふうなことを聞きます。ついでにふるさと振興課。何か勤プラの営業に連絡があったのか。そしてまた、町の人たちも従業員として働いている。この保証に後遺症の有無についてどうなっているのか、保証についてもどうなっているのかこの3点4点たくさん言いましたが答弁よろしくをお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

市濱等君にお伝えしておきます。これは議案質疑でありまして、この議案に関する事で聞かないと。良く関連質問ならば OK というような考え方があるのですが、やはり議案に対しての質疑ということでこれはご自分で一般質問するなり、もう一度やってもらえませんか。議案とは直接関係ない話です。ので気をつけて議案質疑をして欲しいと思います。

はいどうぞ。

4番（市濱等）

分かりました。それでは、この件については一般質問でやらせていただきます。

もう一つよろしいですか。議案の93号について議員報酬の件ですが、今度の町議会選挙に間に合うようになぜ答申できなかったのかということをお聞きしたい。私は一年以上前に議員定数が4名減るというようなことが分かっていたはずだと思います。これが今この時点で出てくるということはどういうことなのかということをお聞きしたい。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

ただいまの質問は今回の提案にいたった、もっと早くても良かったのではないかと、ということかと思えますけど、執行部といたしまして、今回提案するに至った経緯を申しますと当然議員定数が18名から14名、4名減になるということは事前に決定していましたのでわかっておりますが、通年議会、これも6月で議決いただいたわけでございますけれど、いずれも年度途中であったということもありますので議員報酬というものは当初予算でもつのがいいのかなという事務方の思いもありまして、今回の経緯にいたったということでございます。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私は先ほど年度途中というふうな答弁がございましたが、私はすべて決まったあと、しっかり対応していくことが大切なことではないかと。どんな政策でも先取りというか、そういうことは政治の世界で最も大切ではないかと。行政の中にも私はそういう思いをするんです。例えば、私たち議会は倫理条例をここではダメだ。やはり選挙前に変えなきゃだめだということでみな努力されて選挙前に改正がなったわけですよ。これはやはり行政も、執行の方もやはりそういう時点を早くとらえてやられた方が私はいいんじゃないかなと思えますが町長いかがですか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに議員がおっしゃるように先取りして物事を早め早めに対処するということが大事なこともかもしれませんが、我々としてはしっかりと見極めたうえで条例を変えるということも大事なのかなと思っています。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

最後にさせていただきますが、やはり私はしっかりと見極めることも、石橋を叩いて渡るといことも誠に大切ですが、やはり何事も後手後手でいきますと

町民に信頼がなくなってしまう。私はそういうふうに思いまして質問をさせていただきました。質問を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

他に質疑はありませんか。7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

一般会計の補正予算につきましてお聞きしたいと思います。今回の補正につきましては、補正額が3億8700万円ということでトータルといたしましては150億を超えたというふうな数字でございます。その中で歳入の補正は普通交付税が1億8800万円あまり増えたということでその分というとおかしいかもしれませんが、29ページの公債費の方で今回長期債の繰上償還を2億1500万円。それだけしたということで後年度負担の軽減を図ったと。財政当局はいいがになっているかなと思っております。そこで一つだけお聞きしたいのですが、予算書の18ページ民生費の社会福祉総務費ですが、この中の19節の臨時福祉給付金が925万円補正してあります。これについては、6月の補正予算で5250万円補正したわけですが、人数が4500人だと聞いております。ということで今回の補正の累計額ですね、6175万円になるかと思っております。今回の補正と申しますか、全体の人数を把握しておいででしたら担当課長にお聞きします。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 中嶋久嘉君。

健康福祉課長（中嶋久嘉）

椿原議員のご質問にお答えします。臨時福祉給付金に当初5000人のところ4523人になっております。その中で加算対象を当初500人でみていたわけですが、障害基礎年金、遺族年金等情報がこちらの方でわからないものが多々ありまして、500人の見込みのところ3304人が加算対象となっております。その中で臨時福祉給付金が今回925万円と補正させていただきました。10月1日で申請等終わって支払等も終わって仮に他事業より支出したところでございます。よろしく願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

他に質疑ありませんか。1番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

初めて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

健康福祉課長。今ほどのお話に続いてですけど確認なんですけど、当初500人の対象者がいたということなんですよ。それに対して最終的に4500人ぐらいという話で4500人に給付されたということですか。500人はどうなったんですか。お願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 中嶋久嘉君。

健康福祉課長（中嶋久嘉）

田端議員の質問にお答えします。500人というのは加算対象者で先ほどの5000人が4523人、そのうちプラスで3304名の方が加算対象となったということでご理解をお願いします。ちなみに申請率につきましては4523名でトータル4933名のうち申請率が91.65パーセントとおおむね9割の人が申請済となっております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

9割ということですね。また同じ健康福祉課の関係のことなんですけど、私、事業内容のことがわかりませんので少し説明をお願いしたいと思います。

何点かあるんですが一緒の方がいいんですか。

議長（鍛冶谷眞一）

一問ずつ行ってください。そして出来れば予算書のページ数を明示して話してもらえると説明しやすいと思います。

1 番（田端雄市）

はい。19ページで色々な費用の中に出てくるんですが、例えば介護保険費の繰出金という形で項目のつてきていますけど、この繰出金は見込みの増加となるんですか。新しい事業でなくて、その意味合いを教えてください。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 中嶋久嘉君。

健康福祉課長（中嶋久嘉）

今回の補正につきましては、介護保険特別会計保険事業勘定で869万7000円というものが計上されていますが、これにつきましては、職員の人件費相当の金額でございます。サービス事業勘定にしても職員人件費等のルール分の繰り出しということでご理解をお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

そうしたら他の項目に出ているような職員人件費という表現ではなくて繰出金という形で出ているということで理解すればいいんですか。わかりました。

併せて事業内容についてお聞きしたいんですが、20ページの一人親家庭の医療給付事業というのはどういう事業内容なのでしょうか。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 中嶋久嘉君。

健康福祉課長（中嶋久嘉）

一人親の子供さんの家庭に医療費を助成する制度で18歳未満の方でおおむね個人負担1000円を除いたものを給付するというご理解をお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

同じく事業内容のことですが、77ページの地域支援事業費のいきいき介護予防教室というのは具体的にどのような内容ですかね。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 中嶋久嘉君。

健康福祉課長（中嶋久嘉）

いきいき介護予防事業というのは自立の方が、介護保険ですと普通要支援か

ら介護1、2、3、4、5といったデイサービスとって使っておられるんですけど、その中で自立の方が普通のいきがいデイということで通われております。1週間1回の利用で入浴とか健康予防、介護予防等に努められているそういった事業をいいます。よろしくお願ひします。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

いわゆるデイサービスということですか。すいません。何も知らないで。

それでは、続いてよろしいですか。議案の93号の議会議員の報酬について、お尋ねしたいと思ひます。先ほどから、また、先般の全員協議会の時にもご説明ありましたが、なかなか理解できない。私が理解できないのだから、町民の人はあの説明なら理解していただけないのではないのかなと思ひますので、もっと丁寧な説明をお願ひしたいと思ひます。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。議案第93号の中身につきましては、ここにもありますとおり、議員報酬を引き上げるという内容になっております。その理由につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、11月から議員定数が4名減になったということ、議会は11月から通年議会制度を導入したと、この大きな2つの改編があったことに伴ひまして、町長はこういった大きな改編があったものですから、議員等の報酬等特別審議委員会に諮問してご意見をいただいたということです。その結果が議長においては3万5000円増と副議長及び議員については25000円引き上げるという改正にいたったと、こういう経緯でございますけど、これでよろしいでしょうか。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

議員報酬を上げていただくのは非常にありがたいことなんですけど、この金額がなぜこの金額になったのかということをお願ひしていただかないと、なかなか

か難しいのではないかなと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それでは今回提案する金額に至った経緯、今回18名から14名、4名減になったことによる報酬額、あるいは議員にかかる経費の全体総額の4名減による影響額と申しますか、これを試算しますと大体22パーセントになるということでございます。それから22パーセントの減になるわけですけど、その半分相当額を反映させた額が今回の引き上げ額ということになります。

それと県内の他の町の議員報酬これの一番高いところと一番低いところを抜いたいわゆる真ん中の町の平均、この平均のそれぞれの議長、副議長、議員の報酬額相当額これは平成25年4月現在の額で試算したわけでありまして、その平均額が議長では31万8000円、副議長では26万2600円、議員では24万6800円とこういった数値が出ておまして、ほぼこの平均に近くになったということで今回の引き上げ額に至ったと。こういう経緯でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

他に質疑ございませんか。6番 酒元法子君。

6番（酒元法子）

26ページでございます。消防費の件でございますが、消防庁舎建設事業、先ほど町長、上町地区調査費とおっしゃられました。本来であれば委員会付託ということでそちらでお聞きすることになると思いますが、あえて質問させていただきますことは、新聞にこの件が、消防庁舎の件で新聞に載りましてからというもの、たびたび問い合わせが良くあります関係上あえて質問させていただこうと思います。

いろいろ庁舎検討委員会も立ち上がりまして、いろいろな経緯を経てこの調査費があがってきたものと思いますが、町長のこの上町地区を調査するという経過説明をしていただけたら町民のみなさまも少しは納得いくのではという思いから質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の上町地区になった経緯ではありますが、検討委員会の方で色々な候補地を模索していただきました。その結果がやはり珠洲道路にも近いというのがありますし、能登町全体を見回したときの中央部にもあたるといことでどこに行くにも均等な距離で行けるといこともあります。それともう一つはまとまった町有地があるといことで、そういった土地の交渉もせずに消防庁舎が建てられるといこともありましたので検討委員会の方で色々な候補地の中から上町地区を選定していただいたといことであります。

議長（鍛冶谷眞一）

6番 酒元法子君。

6番（酒元法子）

いろいろこれは結果でしょうけれども、その上町地区になった経緯はわかりましたが、他にもあがっていた土地が計画上あったのではないのでしょうか。それはどうして都合が悪かったのかといこともちょっとお答えになっていただきたいと思ひます。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

ただいま上町に至ることもなんです、他にも候補地があったのではないかといことでございます。検討委員会の中で候補地といひますかいくつか検討されたわけですが、その地域を絞る前の段階といたしまして、先ほど町長も申しましたとおりこの宇出津町野線とい道路、そして珠洲道路の沿線に近いといところとてにかく今度からは指令センターができますと、能登町に限らず2市2町広域圏内の消防署が一番出やすいところを指令して消防車なり救急車なり走る体制をとることになります。そういった中で先ほど町長が言ったとおり上町といところがちょうど道路状況にも最適な場所でおかつ町の中央部分にあるといところからどこへでも応援体制が万全にいけるといことあるといことから上町になったわけですが、あと、分署といひますか分署の候補地もいくつかあったりしました。されど、人口集中地であります宇出津地区では現在の救急車2台体制を置くといサービスを変えない大前提で宇出津地区には分署を配置するといことでみなさんの合意をみたわけですが

れども、そういったことで候補地はいくつかあるんですけども、やはり一番大きな理由はその一番中央部分で幹線道路に近いというこれで決まりました。あとの候補地といいましてもこれは本当に現在の署の付近とか、当然宇出津地区であればのと鉄道付近とか色々あったわけですけども、何度も言っておりますが、出やすい場所そういったところが一番大きな理由かなと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員会付託

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第81号から議案第104号までの24件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第104号までの24件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

休会決議

議長（鍛冶谷眞一）

日程第27「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、12月9日から12月14日までの6日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月14日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

今回は、12月15日午前10時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会（午前11時42分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (鍛冶谷眞一)

ただいまの出席議員数は12人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (鍛冶谷眞一)

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、質問の回数は質疑と同様に原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

2番 金七祐太郎君。

2番 (金七祐太郎)

改めまして、おはようございます。

それでは議長のお許しが出ましたので、一般質問を行いたいと思います。

選挙後初めての一般質問で、また1番ということで大変緊張しております。また、きのう衆議院議員の選挙がありまして、立会人をやっておりますとちょっと寝不足なもので、まだ頭回つとらんがですけど、済みません。

衆議院の選挙、きのうありましたけど、自民党が政権を維持しました。政権公約でうたわれておった地方再生を早く実現して、将来にわたって活力ある能登町になればなど私は個人的にまた願っております。また、アベノミクス、地方にももっともっと早く効果が出るようになればいいなど願っております。

それでは通告の1番目です。土地の寄贈について。

広報のとの12月号に、旧ウシツ電子跡地を白山市のEIZOが町に寄贈しましたとの記事が出ていました。10月29日、EIZOの実盛社長に持木町

長から感謝状が贈呈されたとのことでした。

そこで町長にお聞きしたいんですが、金銭の寄附やピアノなどの物品のほか、今までに土地の寄附を交換以外に受けたことがあるのかお聞きしたいんですが。本来なら民間企業が保有していた土地は民間で売買してもらうのが当たり前だと私は思っておりますが、今回わざわざ町がもらう必要があったのかなと。

というのも民間企業は当然、固定資産を保有していると固定資産税が町に入りますよね。町に移転すると税金が発生しないことになり、少しでも多くの税収確保が大事な時期ではないかなと私は思っております。

それから、E I Z O 自体は東証一部上場の優良企業ですし、能登町にとっては大変貴重な工場の減少ではないかなとも私は思っております。企業誘致とかよく言われていますけど、今現在の中で新規工場の誘致は大変困難であると私は認識しております。逆にこの企業に対して、いかに行政のできることを主張して、撤退に歯どめをかけるようなことが大事ではなかったかなと思っております。石川県が小松市から工場を移転したコマツに対して補助金の見直しなどを行ったということを鮮明に私は覚えております。

この土地は、E I Z O が撤退に対し、自らほかの企業に、例えば跡地任すような何か工場を持ってくるのかそういうことは全然しておらんように私は思っております。実盛社長が記事の中で「当社の成長の礎となった場所です。町に恩返しができると思います」と話しておられました。「町の発展に期待を寄せました」との記事が掲載されていましたが、町長はこの土地がどのように町の発展につながるのか、あわせてちょっと今お聞きしたいと思います。

町長、よろしくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは金七議員の質問に答弁させていただきますが、まず、これまでに土地の寄附があったのかというご質問であります。寄附の事例につきましては、大きなものとしてはのと鉄道株式会社からの鉄道用地が挙げられようかと思っております。これらは町道の拡幅や避難路の整備、また学校のグラウンド制度などさまざまなインフラ整備に活用させていただきました。その他の事例といたしましては、柳田地内の旧製材所、それから宇出津地内の旧アパート跡地があります。現在、製材所に関しましてはスクールバスやマイクロバスの車庫、そして運転手の休憩所として活用しておりますし、アパート跡地につきましては市街地の定住促進を図るため入札により売却いたしております。また、集會

所の建設に当たりまして寄附をしていただいた土地もあるということでありませぬ。

町が土地を寄附採納で受ける場合には、町としてその用途や利用計画がある場合のほか、売却など処分が見込める土地であるかを十分検討した上で判断しているということでありませぬ。

また、このたびは白山市のE I Z O株式会社より旧ウシツ電子跡地の宅地を町発展のためにということで寄附いただきまして、そして感謝状を贈呈させていただきました。寄附のあった土地ですが、所在地は宇出津地内にあり、実測面積が6,070平方メートル、約1,800坪あります。今回の寄附に関しましては、条件のない一般寄附となっております、特に指定はありませんでした。この宅地に関しましては、過去に電子工場が建っておりますが、既に建物が解体され更地となっております。E I Z O株式会社としては、売却することも可能であったようですが、議員おっしゃるように町発展のために使っていただければ寄附したいとの打診がありまして、立地条件等を確認の上、この宅地であれば人口減少が急速に進もうとする当町にとっては町外からの移住者向けのいわゆる定住対策事業に活用できると判断いたしまして、寄附していただくことにしました。

具体的な活用方法に関しましては、現在検討中ではありますが、このような広い宅地ですので、E I Z O株式会社の町発展のためにという思いを受けとめ、当町の最大の課題であります定住対策としての活用を検討したいと考えておりますので、ご理解もいただきたいと思っております。

また今回、E I Z Oの実盛社長からは「恩返し」というような言葉がありました。確かに寄附にかわる何かの施策を施すほうが通るのかもしれませんが、ただ私は「恩返し」の言葉の裏には、ウシツ電子当時から約40年間にわたりまして数多くの従業員が通った土地であり、その土地を町の振興のために引き継いでいってほしいという願いもあったのかなという思いで今回の寄附を判断させていただきましたので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

今の話では宅地ということで間違いはないですね、利用方法は。

話ちょっとまたそれるかもわからんがですけど、能登町におられない方で土地の所有者、固定資産税が発生しておられる、そういういわゆる不在地主と言われる方から、よく税金が生じて、住む予定もないので、この土地、町にもら

ってもらえんかなという話を私よく聞きます。

例えば、ここでちょっと税金の問題になるんですけど、国税の相続税の納付に対しては物納制度があると思いますが、私、地方税にはないと理解しています。ちょっと税務課長にお聞きしたいんですけど、今までに差し押さえとかそれ以外に、ないと思うんですけど、物納で納税された方っていらっしゃいますか。

議長（鍛冶谷眞一）

税務課長 道下可長君。

税務課長（道下可長）

それではお答えいたします。

物納で納税された方がいるのかというご質問ですが、地方税法では金銭納付が原則ですので、物納で納付された方はございません。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

当然、法律で決まっていることはないとは思いますが、これは後でまた絡んでくることなんですけど。

町内にも不動産、営む方もいらっしゃいます。また最近、町内の至るところで売り物件の看板がよく見受けられます。特に空き家バンクの取り組みや昔の土地区画整理事業により、小木、姫、崎山など、まだかなり私、宅地残っておるんじゃないかなというふうに理解しておりますけど、監理課長、今現在、宅地どれぐらい残っておるか教えてもらえますか。

議長（鍛冶谷眞一）

監理課長 大門康博君。

監理課長（大門康博）

ただいまのご質問にお答えします。

土地区画整理事業の町保有地がどれくらい残っているかということですが、現在、小木地区で高瀬、庄崎、犬山で合わせて6区画、1, 221平方メートル、姫台地で9区画、1, 769平方メートル、石井地区で1区画、4

80平方メートルでございます。崎山地区には残っておりません。
以上であります。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

何でこんな私、質問するか。寄附がまずいとかそういうことではないんですよ、本来の意味は。

まず1点、残っておる土地を先に売るような努力してほしいなど。その後で今寄附をもらった土地を売るのもいいかなと私は思います。残っておる分を早く処分するように努力してほしいと。そういうことと、あと空き家問題、本当に深刻になってきています。今回はいい土地といえば、こういう言い方は語弊あるかもしれませんが、いい土地だからもらったのかなど。今後、空き家問題で、私の土地もろてくれよ、もろてくれよ、もろてくれよばっかりになると、何かそういう前例にもなるんじゃないかなということで、私心配して質問しております。

町の条例では、土地または建物、また物品その他の寄附を受納しようとする場合というのがあって、その中で、用途及び利用計画というのがありますよね。監理課長に協議するものとするとして書いてあります。

今後なんですけど、例えば土地寄贈、寄附されたい方が相談に来られたら、どのような基準で寄附を受けるのか。町長、今後やっぱりある程度、全てもらうわけにはいきませんよね。どういう基準なのかなということをお答えをお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

基準というお話なんですけど、例えば数字的なものはありませんけれども、やはりそういった町が土地を寄附採納を受ける場合というのは、町としてのその土地の用途、あるいは利用計画がある場合なんかは寄附採納していただきますし、将来にわたりまして維持管理費等の財政負担がかからないような土地に関しては寄附採納していただきますけれども、何でもかんでも町が受けるということは決してないということで、ご理解いただきなというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

まず残っている土地をなるべく早急に処分できるように、またお願いしたいというのと、町長も言われたように管理費もかかると思いますので、そういう点、気をつけながら、土地を寄附をもらうときはそういうふうなことも大事だと思いますので、済みませんけどまたよろしく願いいたします。

それでは2点目になります。

高校生の通学補助について。この問題については、もう私3回目になるので、耳にタコできるぐらい町長には答えももらっておるんですけど。

選挙期間中、町民の皆さんから何とかありませんか、何とかしてください、子供2人もおれば大変やと、本当に多くの皆様より高校生のバス通学の問題、聞かされました。松波から飯田高校まで4カ月定期5万4,530円。高校生2人通うとなると4カ月で10万9,060円。年間だと32万7,180円。高校は義務教育ではないといいますが、現状ではほとんどの中学生卒業生が高校に入学しています。能登町で子供を育てるの大変や。珠洲へ引っ越そうかとも私聞かされました。珠洲市は月1万円を超える分を市が負担。能登高校に通う子にも負担しています。

少子化の中、教育にかかる負担は大きいもので、バスだけではありません。

ちょっと手前みその話になりますが、ことし夏の甲子園予選では飯田高校がベスト8になりました。準々決勝では残念ながら優勝した星稜高校に負けましたが、その飯田高校の先発メンバーにはピッチャーのエース、3番バッター、4番バッターが能登町の子供たちでした。この分だと来年、野球がしたい子が例年以上に飯田高校を目指すのではないかと思います。この野球においても当然、部費とか遠征費とか、勝ち続けた場合は宿泊費など大変かかるようです。私の手前みその話で済みませんけど。

さらに近年、能登町から輪島高校へ通う子供も増えていると聞いています。

このように選挙期間中、子育て世代の本当に切実な声を聞くにつれ、能登町は本当に子育てする世代にとって住みよい町なのかな、子供を育てるには能登町でいいのかな、私は本当に疑問に思いました。

少子化の中、少しでも子供を育てる環境がよくならんと若い世代も残りません。少しでも不安を取り除くためにも通学補助制度を創設できないでしょうか。町長、何回も聞きますけど、また済みません。よろしく願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに議員がおっしゃるように、町内在住の高校生の通学補助ということですが、同様のご質問を平成22年の12月、そして平成23年の6月と、そして今回で3回目となります。やっぱり議員が熱心に考えていらっしゃるということは十分わかっておりますが、深く受けとめもしております。

現在、市内在住の高校生全ての通学補助を行っているのは、近隣では輪島市と珠洲市であります。これに対しまして、能登町や穴水町では地元の高校へ通う生徒のみに応援する会を通して補助を行っているところであります。

同じ町民でありながら能登高校へ通う生徒だけに補助があるのは不公平ではないかという声もあると伺っておりますし、また、能登高校へ通っていない生徒さんには何の通学補助もない現実があります。

再三申し上げておりますが、なぜこのような制度をとっているかといいますと、それは地元の高校の存続の危機があるからであります。輪島高校も飯田高校も存続が危ぶまれるような状況にはなっておりません。しかしながら、同じような在校生のみの補助制度を採用しております能登高校や穴水高校というのは、生徒数の減少によりまして今まさに存続の危機を迎えていると思っております。

町外の高校に通っている高校生をお持ちの保護者の皆様には、のと鉄道廃止に伴います割引運賃もなくなりまして、通学費のご負担が家計を圧迫していることは重々理解できます。しかしながら、能登高校の存続のため、ひいては能登町内から唯一の高校をなくさないためにも、あえて能登高校へのみの補助を行っているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

ただ、町としましても存続のためあらゆる施策を行っておりますし、今後、能登高校の定員が毎年確保できるような見込みが立てば、他校へ通学する高校生に対しましても通学費の補助を検討したいと考えております。それよりも、やはり能登高校が皆さんから進学させたい、あるいは進学したいと選んでいただけるようなすばらしい高校となることを心から願っておりますので、議員の皆様にもご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

私の能登高校の件に対しては理解しているつもりです。町内の高校を残そう、

それは私も理解しています。

でもやっぱり子供たちにも高校、必ず能登高校へ行けよと、そういうことは私言えないと思うんですよ。やっぱり選択の自由があると思うんですけど。そういう自由意思というか、自分らの行きたいところも行けんような、そういうふうにも今答弁に私聞こえるんですけど。お金のない人はというようなことにも私、今の答弁だと聞こえますよ。教育という立場から見ると、公平であるのが当たり前じゃないかなと思うんですけど。

高校は県立ですので、選択の自由を奪うような教育にも受け取られるような感じがするんですけど、教育長、この点どういうふうに思われますか。

議長（鍛冶谷眞一）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

突然の質問で、ちょっと戸惑っております。

当然、教育は、憲法に皆さんご存じのとおり示されており、受ける権利と義務があります。ですので学校を選ぶというのは、高校というのは義務教育ではありません。ですから私の高校に対して答弁することはちょっと差し控えたいと思うんですが、ただ、今町長が述べられたことについては、やはり町の高校という考えで申されたと思います。ですので、まず能登高校を残したいというお考えでありますので、ぜひ皆さんもご理解していただければ幸いです。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

私も能登高校を理解しています。スポーツならテニス、ソフトテニスとか、あと新しい競技、弓の競技でしたっけ。ああいうのはやっぱり向こうで頑張ってもらいたいし、例えば手前みその話しましたが、ベスト8に入ってこれから能登町からも野球をしたい子供が真剣に飯田高校へ行くと思うんですよ。

そういうことも踏まえて、町長、もう一回、前へ進むようなことをしてもらいたいんですけど、また検討願えませんでしょうか。町長。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども言いましたように、やはり選択の自由を奪っているつもりは決してありません。ただ、あえて能登高校への支援を行っているということでご理解いただきたいと思ひますし、先ほども言いましたように、能登高校への定員がある程度確保できるような見通しが立てば、能登町民に対する通学費補助というのは検討させていただきたいと思ひておりますが、現時点では能登高校の存続という第一義に立ちましてこの制度をやっていききたいなと思ひておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

能登高校が存続できるようになると、ほかの高校にもというお答えでした。当然そうかもしれませんけど、少子化で子供を育てるの大変やという親の意見も考えてもらって、今後またご検討いただければと。私はそれしか思ひませんので、またよろしくお願ひします。

それでは終わらせていただきます。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で2番 金七祐太郎君の一般質問を終わります。

それでは次に、8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

まず、先般の町議選におきまして、町民の皆様のおかげさまをもちまして、またこの場に立てることを心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、発言の機会をいただきましたので、通告に従い質問したいと思います。

現在、町では合併協定書に基づき、急激な行政環境の変化を避けるのとことので分庁方式を採用しています。しかしながら、合併後10年が経過しようとしており、町民サービスや運営効率からもさまざまな課題があるように思ひます。

各庁舎においては、平成3年に建設された小木支所を除いて、いずれも昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づく工法であり、耐震性に疑問が持たれます。町民目線で見れば、用事がある場合にどの庁舎に行けばよいか

わかりにくいことや、用事が複数ある場合は庁舎を移動しなければならなかったり、電話をかけてもなかなか担当者につながらないといったことなどをよくお聞きします。

また職員にしても、各課同士の連絡調整がスムーズに行えなかったり、事務決裁などに時間がかかるなど、組織の分散化により職員の意思疎通や連帯感の向上を妨げているように感じます。その上、庁舎間移動にかかる人件費や公用車、各庁舎に係る維持管理費の負担が大きいと考えますが、今後、町長はどのような方式が一番よいとお考えなのか。まずは町長の現段階での基本的な見解をお聞きいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは河田議員のご質問に答弁させていただきますが、行政庁舎等の今後の方針についてであります。議員おっしゃるように平成16年8月26日に当時の2町1村の首長によりまして締結された合併協定によりまして、平成27年度を目途に新総合庁舎を建設し業務を開始するというところで、現行の分庁方式は町村合併による暫定的なものであると考えております。

その後、平成25年2月には民間の皆さんで構成されました能登町本庁・支所検討委員会から提出されました行政庁舎のあり方についての提言書では、当面は新庁舎建設は見送り、既存庁舎を有効に活用し、耐震補強工事終了後、速やかに能都庁舎を本庁、柳田庁舎と内浦庁舎を支所とすること。そして、将来を見据えて新庁舎建設基金の積み立てに努めることという内容の提言をいただいております。

また、平成25年12月には、能登町議会庁舎等の在り方検討特別委員会から検討結果の報告を受けました。その内容は、合併特例債を主たる財源として新総合庁舎を建設し、その完成をもって本庁支所方式へ移行すべき時期とすべきとの報告を受けております。

このようことから、今年度、当初予算におきまして能登町庁舎建設基金に2億5,000万円を積み立てる予定にしておりますし、今後も予算編成時においては財政的に積み立てる環境が整えば積極的に積み立てをしていきたいと考えております。

また、今議会にも上程しております能登町まちづくり計画（新町建設計画）の変更にありますとおり、合併特例債の発行期限延長措置がなされることから、平成27年度の当初予算には新庁舎建設に係る基本構想策定業務

の必要経費を計上しまして、計画期間最終年の平成31年度までには庁舎の整備事業を終わらせたいと思っております。また、執行体制等につきましても推進をしていきたいと考えておりますので、議員の皆様にもぜひご理解をお願い申し上げたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

それでは、お答えが明確にはっきりと答えられましたので、私からもう質問する、せっかく内容がいっぱい書いてあるんですが余りないかと思いたしますが。

ただ一つお聞きしたいんですが、合併後の先ほど言われていました私たちが本庁・支所検討委員会をつくりまして、それから報告を受けられてから執行部側で会議または委員会などを設けて協議はされているのか、またはされていないのか。中身がどういう内容があったのかということがわかれば教えていただきたいと思いたしますが、よろしいでしょうか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

新庁舎建設などの具体的な検討をしているのかというご質問であります、能登町の行政改革大綱実施計画によりまして、組織、機構の見直しを平成22年度から逐次、行政改革幹事会あるいは推進本部において協議をしてまいりました。その実績の一つが先ほど申し上げました能登町の本庁・支所検討委員会による提言であると思っておりますし、引き続き職員の定員適正化計画と並行して推進もしていきたいと考えております。

今後に関しましても、職員を対象としたアンケートの実施、あるいは整理も行いまして、現庁舎の現状や問題点の点検、あるいは各課での保有、管理する物品量の把握、今後の建物の改修や維持管理費等のほか、耐震調査結果の点検等も踏まえながら基本構想策定業務を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解もいただきたいと思いたすし、また、各課職員で構成しております会議も組織化に努めて準備も進めてまいりたいというふうにも考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

全国の市町の現状を見ましても、さまざまな理由から分庁方式から本庁方式へ見直されているところでもございます。庁舎の問題は、建設費用や町民の利便性などを考えると、それぞれにメリットとデメリットがありまして判断が難しいと思われませんが、災害に強いまちづくりを目指している我が町としては、避難路や避難場所の整備は迅速に進めておろすと思っておりますが、いざというときの指令、命令を出す庁舎がないということにならないよう、できるだけ早く見直しをしていただきたいと思います。

それでは2点目に入らせていただきます。

子ども医療給付については、以前、類似した質問をさせていただき、迅速な対応により小学校就学前までであった医療費補助の対象を現在では中学3年生まで拡大されております。将来を託す子供たちの命を守るとの理念のもと、高く評価をしております。

子供の医療費については、子育て支援のさらなる充実策として子育て家庭への経済的負担の軽減を図る上で、今回さらに助成制度を見直し、18歳まで拡大する考えはないかをお聞きいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは河田議員のご質問に答弁させていただきますが、議員おっしゃるように、現在、能登町の子ども医療給付事業の対象は平成22年10月の制度改正によりまして通院、入院とも中学校卒業年度までとなっております。県内においては、今年度4月より4つの市町が、また10月より1つの市で新たに対象年齢を通院、入院とも18歳までに拡大され、現在、県内では11の市町において対象年齢が18歳までに拡大されました。

このような県内情勢や子ども・子育てを支援する施策の一環としまして、来年度の平成27年度中には能登町におきましても子ども医療給付の対象年齢を18歳まで拡大したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

先ほど言われているとおり、県内の自治体の動きを見ても18歳まで医療費補助制度を拡大している自治体が半数以上ということで、来年度中には拡大していただけるという言葉が今町長おっしゃられました。本当にありがとうございます。

ちなみに18歳までの助成を拡大するとなると幾ら、費用はどれだけ必要なのでしょうか。積算はしてありますか。もしわかりましたら教えていただけたらありがたいです。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 中嶋久嘉君。

健康福祉課長（中嶋久嘉）

おおむね高校生まで拡大しますと、中学生がそのまま順次対象年齢が上がりますので約400名で、給付額にしましては250万の増を見込んでおります。以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

250万程度の増額でできるということですので、ぜひ来年度と言わずに、すぐにでも改正してほしいと思いますし、たしか今1,000円負担ですね、町内、町外も。例えば町外の医療をする場合は1,000円でも払ってもいいと思うんですが、それはもちろん役場に申請してからの話だと思うんですが、町内の場合に、この1,000円もうまいことなくされんものなのかなと今ふと思ひまして。先ほどの話じゃないですけど、町を回っていたらよくそういうふうな声がありましたので。1,000円という負担。そこまで甘くせなだめなのかなと思うかもしれませんが、子育てしている方々の1,000円というのは一食分のご飯にもなりますし、何とか少しでも子供をふやしていただければいいかなと思うので、その1,000円というのもまたご検討願えるのか、また願えないのか。町長、ちょっとお聞かせ願えたら幸いです。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

その1, 000円に関しましては、いろいろ手続上の町外だと問題があるのかもしれないので、十分検討させていただいた上で判断したいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

検討していただけるということなので、先ほど言われた町外で1, 000円というのはいたし方ないかなと。町内、宇出津病院とかいろんな病院ありますけれども、そういうところには子供が1人で行っても、そのまま保険証さえ見せれば入って行って、帰り何も払わなくて帰ってこれる。いい町やなと私は思うんですけど。僕らのときにはあり得ん話で。今は子育て支援のためにそういうふうなことをもしできれば、本当にやってほしいと思います。

来年度中には改正するという事なので安心しましたが、できればあしたからでもしてほしいぐらいなので、またご検討願います。

子はかすがいと申します。子供が夫婦をつなぎ、仲が保たれることです。町を愛し、町に残っていただくためにも、子供が保護者や家庭と町をつなぎ、住みよい町にすることは行政の務めだと思います。これからも安心して産み育てる環境づくりの一環として、より一層の子育てしやすい環境を整え、進行する少子化や人口減少を少しでも食いとめることにつなげられるよう迅速な対応を期待して、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で8番 河田信彰君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。再開は後ろの時計で午前10時55分からといたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。(午前10時45分)

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に続き、会議を開きます。（午前10時55分再開）

それでは次に7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

ことしもあと半月で終わろうとしております。去る11月21日に衆議院が解散し、きのうの投開票で政権与党であります自民党と公明党が圧勝といえますか勝利をいたしました。勝因は、国民の多くが2年間の政権運営を評価し、アベノミクスの継続を選択したということではないかと思っております。引き続き、誰もが景気回復を実感できる経済対策に加え、地方創生の進展といった我が国が抱える課題の解決に向けて取り組むよう期待したいと思っております。

それでは、通告してあります3点について質問いたします。

まず1点目ですが、平成27年度予算編成についてお聞きをいたしたいと思っております。

ことしも各課では来年度の予算編成に追われ、大変多忙な時期であろうと思っております。特にことしは衆議院が解散し、選挙事務もふえ、なおさら大変であろうと思っております。

政府は、去る7月25日の閣議で、2015年度予算編成で各省庁が政策経費などを要求する際のルールとなる概算要求基準を了解しております。安倍晋三首相が力を入れる地域活性化や人口減少対策など地方創生を初め成長戦略に重点的に予算を配分するため、3兆9,000億円の特別枠、要するに新しい日本のための優先課題推進枠というものを設けたのが柱でありました。

この結果、8月末に出そろった各省庁からの要求総額は初めて100兆円の大台を突破いたしました。我々自治体の所管であります総務省の概算要求の総額は、一般会計ベースで前年度予算と比べて22億円減の16兆9,105億円となりました。私たち自治体に配分される出口ベースの地方交付税総額は、地方税収の伸びを受け5%減の16兆450億円となっております。

要求にあわせ、地方創生と人口減少の克服に向けた財源確保のため、新たな地方財政措置を検討していく方針を提示しております。今後の財務省との折衝でも焦点の一つになると思っております。

今回は衆議院が解散し、政権与党であります自民党と公明党が勝利したので、これまでの継続性は保たれると思われまますので、今後の予算編成に注目していきたいと思っております。

私たちのような小さな自治体は、自己財源が乏しく、国や県の動向に左右されるため、財源確保対策が最も重要であると思われまますので、財政当局は今後の国の状況把握に注視していただき、予算編成に当たっていただきたいと思

ます。

そこでお聞きいたしますが、当町では町長が各課長に対して予算編成方針をどのように示したか、お聞きいたしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは椿原議員のご質問に答弁させていただきますが、予算編成方針を各課長にどのようにしたかということではありますが、国のほうでは、議員ご指摘のとおり本年の7月に閣議了解されました平成27年度予算概算要求に当たっての基本的な方針では、平成26年度予算に続き民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、めり張りのついた予算とする。そのため施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するという方針のもと、各省庁の概算要求総額は特別枠も含めまして101兆6,000億円を超える過去最大の要求額となっております。

また総務省の平成27年度概算要求では、平成26年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に必要な一般財源を確保することとし、地方財政収支の8月の仮試算では地方税の増収を見込みまして地方交付税の総額については約8,400億円の減、前年対比で5%の減とされております。

平成27年度予算は、財政の健全化に向けた中期財政計画におきまして国、地方合わせた基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの赤字を対GDPでは平成22年度と比較しまして半減させる目標年次であり、昨年度から約4兆円以上の収支改善を図る予定としております。年末から年明けにかけての予算案決定までにどこまで絞り込めるかが課題となっております。

また、経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太の方針では、地方財政をめぐり経済再生の進展を踏まえてリーマンショック後の危機対応モードから平準モードへの切りかえを進めていくとなっております。地方交付税におきましても財務省は平成26年度予算で6,100億円あった別枠加算の減額を主張しております。

そのほか先般、消費税につきましても税率の引き上げの先送りや景気条項が削減されるなど財源の確保等地方財政の根幹にかかわる制度改正なども予想されることから、今後の国、県の動向に細心の注意を図りながら平成27年度予算の編成に当たりたいと考えております。

そうした中、来年度の当町の予算編成方針ではありますが、平成27年度以降の交付税の合併緩和措置の終期が始まるなどを見据えまして、健全で持続可能

な財政運営ができるよう予算の重点化や事務事業の効率化の取り組みや合併効果を追求した一層の経常経費の削減にも努めなければいけないと考えております。

その一方、当町を初め地域経済におきましては、いまだに国の経済政策の恩恵が十分に届いていないことや、合併10年が過ぎまして、さらなる能登町の飛躍を願い一体感の持てるような事業の推進に努めるべく、引き続き一般財源のシーリングを設定しない予算の編成方針をしたいということで、各課長にも伝えたところでもあります。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

新年度予算についてお聞きいたしますが、今ほどの編成方針を示したそうですけれども、新年度予算で町長自身、主要な事業をどのように考えておられるか。もし項目に挙げるとすれば、どのようなものになるか。その辺を町長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まだヒアリング、査定前ですので大ざっぱな言い方になろうかと思っておりますけれども、まず新年度の主要な事業であります、ハードの事業では、町民の安全・安心の根幹を担います緊急対応の拠点となる消防本部庁舎の整備を予定しております。

また水道事業におきましては、引き続きライフライン機能強化対策としまして、老朽管更新事業を初め柳田簡易水道の再編推進事業や鮭尾地区の整備を継続して進めていきまして、水道未普及解消を図りたいと考えております。

農業基盤整備では、継続事業のほか、新たに県営中山間地域総合整備事業で五十里地区や黒川地区での圃場整備を予定しております。

また道路橋梁事業では、社会資本整備総合交付金事業や道整備交付金事業を継続して行い、生活基盤の道路網整備を進めたいと考えております。

また都市計画事業では、駅山手線街路整備事業や小木地区都市計画再生整備事業の着工を予定しております。

教育環境の整備では、柳田小学校、松波小学校におきまして体育館のつり天

井撤去を予定しております。

その他、観光サイン整備事業の継続や重要有形民俗文化財でありますドブネの収蔵庫の整備、斎場の駐車場拡張整備を予定しております。

また主なソフト事業としましては、新町合併10周年を記念しまして、町民のさらなる一体感を醸成するため、広く町民から企画提案を募り、記念事業を行いたいと考えております。

その他、子育て支援あるいは定住対策のほか、第1次産業の地域経済の活性化に資するソフト事業など、国の地方創生にかかわる新制度の動向にも注視しつつ積極的に来年度も取り入れていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

これ私、毎年聞くんですが、次に合併特例債についてお聞きしたいと思っております。

合併特例債については、平成26年度で発行期限が終わる予定でありましたが、一昨年の6月に合併特例債延長法が成立し、5年間延長されました。当町の合併特例債の発行可能総額は119億5,540万円だと思います。26年度末の合併特例債の発行見込み累計額はどのくらいで、進捗率はどのくらいになるか、お聞きいたしたいと思っております。

また、現在の新年度予算、編成中でございますけれども、新年度どのくらいの特例債を発行を見込んでおられるか。もしわかれば、この特例債発行の概算で結構ですから教えていただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは椿原議員のご質問に答弁させていただきますが、合併特例債の26年度分の発行見込みと累計の進捗見込みであります。平成26年度の発行見込み額は5億2,580万円を予定しております。今年度末までの発行額の合計は71億7,580万円を予定しております。

進捗率ということですが、議員おっしゃるように当町の発行可能額が119億5,540万円ありますので、60%となる予定であります。

そして平成27年度の発行見込みであります。約10億円くらいの発行を予定しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

わかりました。

それでは次に、2点目の人口減少問題対策についてお聞きいたしたいと思っております。

去る5月8日に日本創成会議の人口減少問題検討分科会が発表した能登町の将来推計人口で、2040年に20歳から39歳までの女性が、人口移動が収束しない場合に人数で217名でマイナスの81.3%になると発表しております。

その中で創成会議の分科会は、「ストップ少子化・地方元気戦略」と題して戦略の基本姿勢をここで示しております。1つは、不都合な真実を正確かつ冷静に認識する。それから2つ目は、対策は早ければ早いほど効果がある。3つ目は、基本は「若者や女性が活躍できる社会」をつくること。この3つの基本姿勢を示しております。

このようなことなどから、人口減少の抑制で東京一極集中の是正に向けた具体策の取りまとめを急ぐため、政府は地方創生関連の2つの法案を解散の日、11月21日に参議院本会議で可決、成立させました。

また、去る11月19日に東京のNHKホールで行われた全国町村長大会でも、地方創生の推進に関する特別決議が採択されました。その決議文では、「我々町村長は、自らが知恵を絞り、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組む姿勢とその具体的な実行策を企画・立案し、議会、住民と一体となってこれを実施していく決意である」。こういう決議がされております。

石川県でも谷本知事は、人口減少対策として、知事を本部長とする推進本部を発足させる方針を示しております。政府が進める地方創生の取り組みとも連動させ、石川県の実情に合わせ人口ビジョンと総合戦略の策定を進め、当初予算にも具体的な施策として反映させる方針のようです。

このようなことから、当町においても人口減少対策を総合的に講じていく必要があると思っておりますので、新たにプロジェクトチームを発足させるとか、また新年度には担当室等を設けて進めていくべきではないかと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは椿原議員の質問に答弁させていただきますが、全国的にも人口減少社会を迎える中、当町におきましては出生率の低下を初めとした全国的な要因に加え、若年層の恒常的な町外流出などの要因によりまして人口減少が進行し、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の試算によりまして、2040年には町の人口は8,000人を割り込むと推計もされております。

人口減少が進むこのような状況は、公共サービスの維持のみならず民間サービスの提供も困難になるなど、さまざまな面で地域社会の維持、そして町民の暮らしにまで深刻な影響が予想されます。これまで人口減少対策として、地元産業の振興、企業誘致や雇用促進や定住促進などさまざまな施策を実施してきましたが、人口減少に歯どめをかけるまでの顕著な成果があらわれていないのも現状であります。

そこで新年度からは、当町における影響、課題を分析し、そして人口減少問題への対応策を見出すため、人口減少対策を専門とする室の設置を考えておりまして、現在それぞれの課が実施しております施策に加え、新たな事業展開も含め総合的に取り組みたいと考えておりますので、議員各位のご理解もご協力もお願い申し上げたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

先ほど河田議員からも発言がありましたが、子育て支援対策、そういうこととか、それから私、前にも質問いたしましたけれども、保育所の無料化といいますか軽減対策、そういうものも総合的に進めていく必要があると思います。そういうことで、先ほど町長が担当室等を設けるということですので、積極的に進めていただきたいと思います。

これについては、我々議会も人口減少問題対策について、例えば特別委員会等を設置して進めていけばなと思っております。これはまた議会内で議論していきたいと思っております。

それでは3点目のイノシシ対策について質問いたします。

イノシシについては、ここ二、三年の間に急にふえ始め、人が集まればイノシシの話ばかりが出ており、深刻な問題となっております。新聞紙上でも県内

の市町の状況が掲載されております。例えば珠洲市では、イノシシの捕獲おりを現在の24基から43基にふやすとか、農協と連携して電気柵の延長などの取り組みを、半島を北上するイノシシを市の境で食いとめるとしております。

鳥獣による全国農作物被害金額は、これは平成23年度、古いんですが、23年度で226億円であり、このうちの鹿が83億円、イノシシが62億円を占めているようでございます。鳥獣被害総額の約30%がイノシシとなっております。

被害金額自体はそんなに大きな金額ではないそうですが、心理的な被害が大きいと言われております。あした収穫しようと思っていた畑に前夜にイノシシがやってきて一晩で全滅させられたという経験は、被害農家の多くが有しております。このようなことから耕作を放棄しようとする農家も出てきておるようでございます。

近年になって獣害が深刻になってきた理由は、人の暮らしが変わってきたことによると言われております。イノシシは食べ物があって身を隠せる茂みの多い環境を好むようです。高齢化や過疎化による耕作放棄地には、イノシシが好む餌が多く残るし、手入れされなくなった里山には下草が茂り、イノシシにとって最適環境のすぐ脇まで迫れるようになってきたということでございます。

被害防止対策は、農家だけでなく、その地域ぐるみや、例えば隣の珠洲市とか穴水町、それから輪島市など広域的な取り組みが必要ではないかと考えます。

そこでお聞きいたしますが、当町での被害金額や被害面積、捕獲頭数と現在行っている被害防止対策はどのようになっているか、お聞きいたしたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは議員のご質問の今年度のイノシシによる被害ということですが、現在のところ被害面積が9ヘクタール、被害額にしまして840万円、昨年度が被害面積が1.9ヘクタール、被害額にしまして204万8,000円でしたので、昨年度と比較しますと被害面積、被害額ともに約4倍にふえているということで、甚大な被害になってきているというふうに思っております。

また今年度のイノシシの捕獲頭数ですが、現在のところ町内に21基のイノシシ捕獲用おりが設置されている中で、22頭捕獲されております。

被害対策につきましては、イノシシ被害のあった集落に県と町の鳥獣担当職員が出向きまして、イノシシ被害対策の勉強会、いわゆる集落点検を今年度7

集落で実施いたしました。また現在、町としまして最も有効な被害防止策であります電気柵の助成制度を導入し、設置を推進しております。

また、あわせて狩猟免許取得者で猟友会に加入している方にイノシシ捕獲用おり、いわゆる箱わなの貸し出しも行っているところでもありますし、さらに狩猟免許取得費用への助成やイノシシ捕獲報奨金制度を設けまして捕獲隊員への支援も行っているところでもありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

それでは次に、新年度において被害防止対策をどのように考えているか、お聞きをいたしたいと思ひます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

来年度、新年度におきましても、農作物の被害防止を図るため、被害集落の集落点検を積極的に行い、イノシシ捕獲用おりについても現在の21基から来年度にかけてはさらに20基程度ふやす予定でありますし、また電気柵設置についても来年度、距離にしまして約30キロ程度、国庫補助事業で要望しているところでもあります。さらに、狩猟免許取得費用の助成、イノシシ捕獲報奨金制度を引き続き実施をしまして、さらなる農業者の支援に努めてまいりたいと考えております。

それから、農作物の被害防止のためには、イノシシの生息場所であります被害発生場所でもある集落にお住まいの方々や農業、林業に携わっておられる方々の取り組みが欠かすことはできません。しかしながら、被害集落によっては後継者不足によりまして人口減少が進み高齢化しておりますし、十分な対策がとれる集落が少なくなっている事態も深刻であろうかと思っております。

このようなことを踏まえまして、例えば、中山間地域等直接支払制度などの集落協定組織を活用して地域ぐるみ連携して被害防除に取り組むなど、県、町、農協、森林組合、そして猟友会や町民がまさに一丸となって地域を守っていかねばなりませんし、同時に、議員がおっしゃるように奥能登4市町が連携して広域的に取り組んでいかねばならないと考えておりますので、町民の皆様のご理解、ご協力もお願いして、答弁とさせていただきますと思ひます。

います。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

わかりました。これは被害農家だけでなく、地域に住んでいる方が全部一致して対策を講じていかなければならないと思っております。

町内会長さん、ここにおいでますけれども、町内会長さん対象といたしますか、その方たちに何かそういう会議が開かれたそうですが、いつごろ、どんな内容で開かれたか、課長ちょっと教えていただけますか。

議長（鍛冶谷眞一）

農林水産課長 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

お答えします。

7月23日に奥能登行政センターにおきまして鳥獣対策研修会をしていただきました。他市町からは2名から5名程度の参加だったんですけれども、幸いにして能登町からは実に71名の9割以上の鳥獣対策リーダーということで、皆さんの区長さん方を初めとしたリーダーの方に行っていただきまして、非常に感謝しております。これで大分周知もできたのかなというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

本当に地域ぐるみで、例えば専業農家だけでなく兼業農家、それから家庭菜園の方。後で、例えば収穫しないでほったらかしといたしますか、そういうものがたくさんあるそうですが、そういうものをまた狙ってイノシシが来るといようなこともございますので、収穫はきちっとするような、そういう地域ぐるみで対策を講じていかなければならないなど思っておりますので、今後ともひとつまた対策をよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で7番 椿原安弘君の一般質問を終わります。

次の質問に移るわけですが、その前に皆様にお知らせしておきます。

次の質問の方のときに、12時という時間を超えた場合に区域のサイレンが大きく鳴ることがあります。そのために質問もしくは答弁が中断するおそれがあることを先に申し述べておきます。どうかご理解をお願いします。

それでは次に、4番 市濱等君。

4番（市濱等）

それでは、議長にお許しをいただきました。どうかひとつよろしく願いいたします。

私は、今回の質問は、町を明るく元気にしたいというふうなスローガンで今度の町議会議員選挙をさせていただいたというふうに思っております。結構明るく元気な町をスローガンにされた議員さんもおいでになったかなというふうに思っております。

私は、そのことの実現の一つの方法として、町長にお尋ねしたいと思えます。

先人がよく言われます。賞罰をはっきりしないと組織は動かない。それから、住民はついてこない、元気になるというふうに言われております。

そこで町長、能登町表彰はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思えます。また、この一、二年間の間に表彰状況はどうか。そしてまた、この10年間の間に直属の職員、よい提案をしたとかそういうことで表彰されたことはあるのか。また、あるとしたら何件ほどあるのかということをお尋ねしたいと思えます。

そしてまた、賞罰したという件数はあるのかないのか、あわせてお聞きしたいと思えます。

町長、お願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、町の表彰規定というご質問であります。郷土の誇りとして敬愛する人に贈ります能登町名誉町民条例というのがあります。また、町の振興、発展

に寄与した者について顕彰します能登町顕彰条例があります。そして、町政の進展、社会経済の振興、公共の福祉及び文化等教育の振興に顕著な功績のある個人または団体を表彰する能登町表彰規則があります。そして、多年にわたり本町の社会教育の振興に尽力し、地域社会の発展に貢献した者のうち特に功績の顕著な個人または団体を表彰する能登町社会教育功労者表彰要綱があります。そして、スポーツにおいて優秀な成績をおさめ、またスポーツの振興に著しく貢献した個人または団体を表彰します能登町スポーツ表彰規則があります。そして、消防に関し功労、功績のあった個人や団体、優良団員等を表彰する能登町消防表彰規程などがあります。

合併から10年経過したわけなんですけど、主なものとしては、最高位であります顕彰条例に基づく表彰や式典時における功労者表彰、また消防団や町議会議員、町会区長会連合会等の永年勤続者に対する表彰や、スポーツ表彰に代表される各分野における表彰等で、能登町が合併してから10年間で顕彰受賞者13名を含めて表彰件数では1,376件となっております。

近年でいいますと、平成25年度は社会教育功労者賞の紙工房みわ会を初め能登杜氏組合、自醸清酒品評会や農林水産物品評会の町長賞、町会区長会連合会や消防団の永年在職者、勤続者など135件の表彰を行っております。

今年度におきましては、今のところ34件ということではありますが、今後は年明けの消防団の出初め式もありますし、生涯学習振興大会、そして3月1日には町制10周年の記念式典などがありますので、各分野の功績のあった方々をその場で表彰する予定にもなっております。

そして、町が罰したものというのはございません。

それと職員に関してでありますけど、やはり職員の士気を上げるためにはそういった表彰というのは必要だというふうに考えております。毎年、職員提案を現在募集しておりますが、ことし4月に2名の方を表彰しております。今後におきましても、そういったいい提案があった場合には表彰していきたいというふうに思っておりますし、また町の職員であってもスポーツ表彰等の表彰の対象者にもなっておりますので、今後も続けていきたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

ありがとうございます。

私は、たくさんの方々が表彰を受けておいでになるということ。表彰を受け

るということはやっぱり誇りになると思うんですね。それから、先ほど町長も申されました。職員にも表彰するというふうないい流れができておるのかなというふうに思っております。

私は、なぜこういうふうに質問させていただくかといいますと、町民の皆さん、決まった時期に、町に元気になってもらうために1年に一度、しっかりとした表彰日を持たればどうか。例えば産業功労賞とか、それから自治功労賞、文化功労賞を町が挙げて1年に一度表彰すればなというふうなことを。そうすると大変、私、他市町村でも新聞、マスコミ等に見ておりますが、他市町村には決まった時期に表彰された方々が新聞に出るんですね。何か誇らしげで、これもいいなというふうに僕は思うのです。

町長、これはどうですかね。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

市濱議員がおっしゃるように、そういった各分野で功績のあった方々、団体あるいは個人を表彰し、その功績あるいは功労をたたえるということは、受賞された方はもちろんであります。家族の方の励みにもなろうかと思っておりますので、それぞれの分野の発展、振興にも資するものがありますので、今後もしっかりと見据えて続けていきたいなというふうに考えております。

ただ、全ての功労者の方を町として把握するのは非常に難しい面もあろうかと思っておりますので、各種団体よりそういった表彰候補者について推薦を求める場合もありますので、そのときにはご協力もいただければなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私は、先ほど町長が申されました。適切な時期に表彰される。随時表彰されるということ。これも大変、まことに大切でしょうが、その時期ですね。私はこの前も先週ですか、マスコミによく言われました。適切な時期じゃなくして1年に一度、ノーベル賞という賞もごございます。そういう1年に一度必ずやってくる。能登町にはこういう制度があるんだよということをやったら制定できればなというふうに考えております。

1年に一度の締めくくりの時期というか、勤労感謝、それから文化の日、そして大自然の1年を納める新嘗のこの時期に、そういう集大成があればなというふうに思います。

それからもう一つ、罰がなかったと申されますが、私これは不思議に思うんですね。間違いがない、まことに結構なことではありますが、職員の士気に影響しないのかなということも私はちょっと考えるところであります。少し道が外れるかもしれませんが、私は今、安倍内閣を支持する一人でございます。なぜか。法律の是非は私はちょっとなかなか言えませんが、賞罰をはっきりしようと努力されている。そんなふうを感じるんですね。公務員でも情報を漏えいすれば処罰を受ける。懲役になる。そんな法令をつくられた。私は、褒めるときは徹底的に褒める、罰するときは速やかに罰する。こんなことが行政にとって、それから社会にとって大変大切ではなかるうかなというふうに思います。

この意見に、町長、どうですか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

当然、法に違反した場合は罰則というのがありますので、たとえ公務員であろうがそういった罰則は受けるべきだと思っています。

これはちょっと表彰とは違うんですが、毎年、職員に関しましては人事評価を行っておりまして、それによりまして昇給があったり、あるいは減らされたりということがありますので、それもある意味、賞罰になるのかなという気もしておりますので、そういった意味では職員の士気もそれによって頑張ろうとか残念やったなという反省もしてくれるでしょうから、そういったことも表彰状ではないですけども一つの表彰になるのかなというふうにも思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

いずれにしても賞、それから罰する、こういうことをしっかりと、はっきりと行っていただきたいなというふうに私は思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

海岸線の保全についてということで質問をさせていただきたいと思います。

先日、私も総務建設常任委員会に属しておりますもんで、今手がけておる防災対策なんかは説明を受けましたが、海岸保全について町は今後どのような対策を考えているのか。特に我々が住んでおります新保、白丸、宮崎海岸では、護岸工事50年前くらいに完成をしております。私が見ても大変老朽化が進んでいて、津波対策、それから寄り回り波対策等について緊急を要するのではないかなというふうに思っておるところでございますが、特に消波工事、波を小さくするというふうな工事が早急に急がれるのではないかなというふうに私は考えております。

私はこれまで、こういう思いを持ったのは18年ほど前になるんですが、それ以後ずっとこうして言い続けてきております。写真を撮ってこい、そしてまた写真を持ってこいと言われて長年努力しておるんですが、なかなか動こうとしない。それから私は素人ですから、カメラでやっても波がこうして上がっておるがをうまくタイミングよく撮れないわけなんですね。それで私わざわざビデオカメラを買ってきて、そこへずっと待っておって資料は提供したんですが、何のつぶてもないというふうな。何か努力されておるとは思うんですが、その辺を少しお聞きしたいなというふうに思います。

町長、お願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

市濱議員ご質問の海岸の保全対策ということですが、海岸線には漁港や港湾施設、あるいは道路や人家が接近しておりまして、住民の生活上にも深くかかわっております。そのために波浪の影響を受けやすく、それぞれの施設管理者によりまして高波対策等を講じているのが現状かと思っております。

まず海岸保全区域におきましては、県との協議を行いまして、海岸の高潮対策事業についてであります。議員がおっしゃるような越波の状況写真というのは非常に重要となつてまいります。荒天時の海岸線のパトロールを行いまして確認も行っているところでもありますし、しかしながら状況を強く訴えるためにはやはり写真が必要ということで、写真がないと事業採択も非常に難しい状況でもあろうかと思っております。越波等の発生の際には、地域の方々についても十分注意の上で、そういった情報提供のご協力もしていただきたいと思っております。

例えば、国道249の藤波と波並地内の高波に対する越波についてであります。現在、監視カメラが2台設置されておりまして、ホームページでもリア

ルタイムで状況を確認する場所もあるということで、そういった対策も今後必要かなというふうにも思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私は先般も羽根、小浦、あの辺の越波で通行止めになったというふうなことを聞きますと、大変、気象上にも最近物すごく何か変化があらわれてきているのかな。こんなひどい通行できんというふうなことが余りなかったなというふうを感じるんですね。できるだけ今の町長答弁の中にありました国、それから県と協力していただいて、このことについてはできるだけ努力していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それではもう1点、宇出津病院の拠点病院化についてということでお尋ねをしたいというふうに思います。

先日、能登勤労者プラザもちのき亭で起きた一酸化炭素中毒事故において、宇出津病院は拠点病院でないから対応がくれたというふうに聞いております。その点、珠洲病院は拠点病院だから対応がスムーズにできたと聞いております。どうすれば拠点病院になるのか。そして、どうすれば住民の安心・安全が届けられるのかなということについて、拠点病院になるためにはどんなふうな政策をすればいいのか。それから、どういうふうに拠点病院というものを町長、捉えておいでになるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

宇出津総合病院事務局長 干場勝君。

宇出津総合病院事務局長（干場勝）

ご質問の災害拠点病院についてご説明させていただきます。

災害拠点病院については、厚生労働省が示す指定要件に基づき、都道府県医療審議会の承認を得て、都道府県が指定することになっております。また、指定されたものについては医療計画に記載することになっております。東日本大震災で明らかになった課題に対応するため、平成24年4月1日から指定要件が強化されているものでございます。

石川県では、重症患者の受け入れ搬送、DMAT、いわゆる災害派遣チーム及び医療救護班の編成、派遣などを行う災害拠点病院として、県内10病院が指定されています。能登中部医療圏では公立能登総合病院、公立羽咋病院の2

カ所、能登北部医療圏では市立輪島病院、珠洲市総合病院の2カ所となっております。

災害拠点病院の指定要件についてでございますが、運営面では、被災地からの傷病者の受け入れ拠点になり、災害派遣チーム（DMAT）を保有し、派遣体制があることや、地域の医療機関への支援体制があることなどが必要であります。

施設及び設備面では、入院患者の通常の2倍、外来患者については通常時の5倍程度に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること。通常時の6倍程度の発電容量の自家発電機等を保有し、3日間分の燃料の確保、災害時に必要な水を確保すること。災害時に多発する重篤救急患者の延命医療を行うための診療設備があること。携行式の応急用医療機材等の確保。原則として病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有することなどがあります。

現時点では、これらの指定要件の全てに対応しておりませんが、第6次石川県医療計画の災害医療対策において、能登北部医療圏では市立輪島病院、珠洲市総合病院が災害拠点病院として設定されており、宇出津総合病院は救急患者を受け入れる救急告示病院として石川県知事から認定されております。平成25年度には休日、夜間救急では1,855件の救急患者の受け入れを行っており、本年4月1日には初期被ばく医療機関として指定されました。

今後も地域医療、救急業務に対応していくものでございます。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

今局長が説明されましたが、たくさんのハードルがあるなというふうに感じます。私は、ハード、ソフト、これを充実していくために大変な労力が要るのではないかなというふうに思いますが、今災害が多く発生する世紀なのか時期なのか、たくさん全国見ても火山が爆発した、そして大津波が来た、それから大雨が降ったというふうなことで、災害の件数が物すごく耳に残っております。

私は珠洲、それから輪島だけでなくして、内海のほうにもできたらそういうヘリポートを備えた、宇出津病院を大々的にこの辺の方々の災害に備えるというふうな対策はとれないものか。できるだけそういうふうなことは前向きにそういうことをできないのかということをおもっております。

町長、私がこういうふうにおもいますが、町長の思いをお聞かせ願えればと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに宇出津総合病院というのは指定要件の対応が十分でない部分もありますが、地域の基幹病院として、これからも地域医療はもとより救急患者を受け入れる病院としていかなければならないと思っています。そのためにも救急医療の初動体制の連携を強化すべく、災害医療マニュアルも整備しましたし、今後も消防や関係機関と連携、そしてまた災害医療訓練などを通じて救急医療に対応していきたいというふうにも考えております。

ご理解いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

ありがとうございます。私、一つでも、町長、高みを目指して、この町を明るく元気な町にしていきたい。全ての面について、私はそういうふう感じております。

そういうことをお願い、それから私の思いをお話しさせていただいて、この質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で4番 市濱等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。(午前11時53分)

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後1時00分再開)

それでは、1番 田端雄市君。

1番 (田端雄市)

公明党の田端雄市でございます。

初めに、今回、町民の皆様を代弁し質問するという重要な立場をいただきました。ご支持、ご支援をいただきました町民お一人お一人に感謝申し上げて、改めて自身の職務に全力で取り組むこととお誓い申し上げるものでございます。

3点の質問をいたします。

まず1点目として、町長におかれましては、改めてということになりますが、新人議員として、町政トップの町長として町民をリードする姿勢と熱意のほどを具体的事実を通してお聞かせ願いたいと存じます。

このたびの選挙運動を通して、町長に対する町民の期待の大きさを改めて知ることとなりました。それは、町政においての町長は、町の将来を左右するまさに権力者であるからであります。私は、政治家にとって町民とともに町民のためという軸足がぶれることがなければ、さまざま異なった意見であっても必ずや合意を形成することができるはずであると考えているものであります。

誰かが言うておりました。世の中の不幸は指導者自身が疲れないよう要領を使うところにあると。指導者は、もっともっと真摯に努力をせよ。そこに庶民の幸福を生み出すことができるということでもあります。

本年5月に消滅地方自治体として調査が発表され、当町が上位に挙げられておりました。真面目に、懸命に日々の仕事に打ち込んできた人ほど衝撃が大きかったのではないかと思います。

今、町長に対する期待は、町民の皆様が今何を求めているのか、生活の中で何を必要としているのか、この現実生活を知ってほしいということだと思います。そして、近い将来においても町民が現実的な希望を見出し、感じられる町政運営を図っていくところにあると考えます。

町長は、みずから町民の中に入り、行動し、身の丈に合った町独自の運営を今まで以上に一步一步確実に実施をしていただきたいと考えているところであります。具体的にどのように町民の声を聞き、対話を心がけているのでしょうか。お答え願いたいと存じます。

議長 (鍛冶谷眞一)

町長 持木一茂君。

町長 (持木一茂)

それでは、田端議員の質問に答弁させていただきます。

まずご質問の1点目、町政トップとしての町民の声をどのように聞き、対話を心がけているかということですが、町政運営を行うに当たりまして、やはり議員が言われるとおり町民の意見というものは非常に重要なものだと認識しております。

私は常々、協働のまちづくりを提唱しておりますが、この協働という言葉の中には、住民の皆様を初め各種団体や企業、さらにはここにおられる議員の皆様とともにまちづくりを行うことという意味であります。そうした中で、各種団体との懇談会や各地の町会区長会の集まりにも積極的に参加させていただいているほか、教育委員会が行っております能登町まちづくり出前講座におきましては、「私のまちづくり」と題しまして町の重点施策や事業の概要等についてお話をさせていただいております。そして、その会場にお集まりの皆さんからは直接ご意見あるいはご要望を伺っているところでもあります。

また、年明けになります、現在策定を進めております能登町第2次総合計画の基本構想の基礎資料収集のため地区別の懇談会を開催することを予定しております。

議員が言われますように、町民のニーズを的確に捉えるためには、今後ともスケジュールの許す限り会合や懇談会には積極的に参加しようと考えておりますし、また、そこで得られたご意見あるいはご要望というものを町政運営に生かすことで、町民が希望を持ち、住んでみたい、住んでいてよかったと思えるようなまちづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

誠実な答弁をいただきました。

あわせてエピソードをご紹介したいと思います。

本年7月、我が公明党の山口代表がシンガポールへ訪問しました。会見を終えまして、夜9時ごろ、ある大臣が私と一緒に来ませんかという誘いを受けたそうでもあります。行ったところはミート・ザ・ピープル、人々に会うという市民相談の会場であったそうでもあります。市民約80人がお集まりだったそうですが、その後、丁寧に一人ずつ相談をされていたというのであります。その大臣は、シンガポールの1人当たりの国民所得は日本よりも上です。シンガポールを豊かにしてきた源はミート・ザ・ピープルにある。建国以来49年間にわ

たって続けてきた。これこそ最も大事だと考えていると話されたというのであります。

山口代表は、感銘を受け、これこそ公明党の「大衆とともに」の精神の具現化であると言っておりました。「町民とともに」の軸足がぶれなければ町政の前進は間違いないと改めてご進言申し上げるものでございます。

2点目の質問は、町政におけるコンプライアンス、いわゆる法令遵守、法律を守ることについての認識についてのお考えをお聞かせ願いたい。また、町政の中で町長が法令遵守の考えをどのように実践されているのか。具体的事例を挙げてお答えいただきたいと存じます。

私は、社会保険労務士を職業として携わっております。この士業は、コンプライアンスを最も重要なものの中の一つとして位置づけております。もちろん守るべき法律は労働法を中心としたものでありますが、コンプライアンスの軽視は信用、信頼の失墜となるからであります。当然に社会保険労務士法では罰則も規定されております。

近年、さまざまな企業活動が報じられる中であって、法律違反を知らながら偽装など偽計によって失った信頼は、その企業にとって回復はほとんど困難で、それがきっかけで倒産という最悪のケースにまで至っております。いわゆる消費者に見放されるということでもあります。企業活動においては、消費者の信頼を勝ち取るこそ至上命題なのであり、企業における法律を厳格に守っていくという前提があってこそ信頼へと結びついてくるのであります。

町政においては、町民の信頼を得ていくことが最も肝要と思います。町民の信頼を得ること、その根本姿勢にコンプライアンス、法律を守るという認識を強く持たなくてはならないと考えます。

例えば、私たち議員においても能登町議会基本条例の第2条には、「公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと」とあります。また、議会議員政治倫理条例の第4条には、「町職員の採用、昇格又は異動等に関して推薦又は紹介をしないこと」ともあります。これらのことは全て町民全体の奉仕者としての立場を考えれば当然のことであり、こうした条例を堅持していくことをまず議員の私自身が肝に銘ずるところであります。

さきに挙げた条例を誠実に守り、履行することが町民の信頼につながり、安心と安定の町政運営へと結実するものと考えます。

本年、県の公安委員長として当町の数馬嘉雄氏が選任されました。大変名誉なことであり、町としても最大の敬意を払って歓迎すべきことでもあります。政治倫理と公安については直接的な結びつきはないにしても、公を安んずることには通ずるものがあるのではないかと考えるところでもあります。私は、この機会を捉え、町のコンプライアンスの精度をより高めていくことが必要であると

考えております。

逆に、コンプライアンスの軽視は不正につながるものであり、さきに企業活動などの例をとりましたが、不信を生み、人と人、人と町との交流を阻む障害となるのは必然であります。

人は、会ってほっとする人、安心させる人、喜びを与える人、希望を持たせる人、こんな人を求めているのです。町も同じだと思います。信頼できる人がいるところ、安心して気を休めるところ、能登町の人とつき合いたい、仕事をしてみたい、こんな思いにさせる町にする。私は、コンプライアンスの重視は人と人、人と町のよりよき信頼関係を醸成していくであろうと考えておりますが、町長はいかがお考えですか。お答えください。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員からご質問のありました町政におけるコンプライアンスについての認識及び考えということですが、近年では、コンプライアンスという言葉は法令遵守にとどまらずモラル遵守等を指すようになってきております。大手企業でもコンプライアンスの問題があったとしてマスコミ等で報道され、ブランド力の失墜や大幅な業績悪化の一因となっております。

町政運営においては、基本となるものが地方自治法であり、町長の権限や職員の職務、また議会の運営等も全てこの地方自治法に基づいて執行されております。もちろん自分自身はもとより職員に対しましても、これら法律や条例等を遵守するよう指導徹底を図っておりますし、それを町民の方々にいつでも見ていただけるよう、能登町情報公開条例を初めとする各種条例等を整備しまして透明性、公正性の確保に努めているところであります。

私は、町長として肝に銘じていることは、権限の適正な執行を行い、開かれた明るい町政運営を行うことであります。つまりは権力者にはなってはならないということでもあります。そのため重要案件の決断においては諮問委員会等を発足するなど、多くの方々からご意見を拝聴し、町にとってよりよき決断ができるよう心がけているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

答弁をいただきました。今ほど答弁の中にありましたとおり、コンプライアンスは難しいことではありません。モラルの問題です。平たく言えば、通常の世間感覚の同意のようなものだと考えます。さきに挙げた条例などの文言は知らずとも、何となくおかしい話だという思いを持たせないことが大事。また、町政の中で処理された物事が納得できるものかどうか。町民が公平性、道徳性、そして倫理的に受け入れられるものか否かが基準と言えるのだと思います。

この考えも踏まえ、またさらに今の答弁を踏まえ、町政のリードをお願いするものであります。

3点目は、先般の国会において、まち・ひと・しごと創生法が成立しました。いわゆる地方創生を理念とし、地域経済を元気にする目玉政策であります。この法案に対し、町としてどのように取り組もうとされているのか、お聞かせ願いたい。

公明党は、そのキャッチコピーを「人が生きる、地方創生。」として取り組むこととしてスタートいたしました。経済再生、雇用創出の求めるところは、人の幸せが目的である。人が生きがいや誇りを持って、この地域で安心して生活できることを最大の目的としていこうということであります。

作家の童門冬二氏は、上杉鷹山の師であった細井平洲の言葉として、「復興とか再興とかのもとになるのは人と現場以外にはない。土地の中に徳が潜んでいる」と語っています。徳を持っている人がくわを持ってその徳を掘り起こせば、相乗効果が起こって農作物が実っていくのだということであります。その努力を続けるには、自分のいる場所に徳が潜んでいるということを一人一人が感じなければならない。この土地に徳があるという発想が地方創生を実のあるものにする最も大事なところと思うのであります。

自分の生きている地域には徳があると確信して、その可能性をどう開拓していくかということだと思えます。国の役割も重要ですが、そこに住んでいる人が自分の地域に徳、可能性があるという考えを広げていくことだと思えます。

例えば、私の年代より少し上の団塊の世代の方々、生業を離れてなおお元気な60代の方々がたくさんおられます。私は、これらの方々が今の生活にもう一つ何かを働きかけ、加えていこうとしたら、町全体の生産性がどれほど上がるのだろうかと思えるものであります。しかも、このもう一歩の行動が人のためという思いから発するのであれば、地域に豊かな人間性を育む得がたいパワーになることは間違いないと思えるものであります。

創生法は、国と自治体が2015年度から5年間で取り組むものとして、地方版総合戦略は15年度中に――来年度です――作成するよう求められており、人口減少対策や地域活性化に危機感や切迫感を持った自治体、とりわけ県レベルにおいては、総合戦略の概略を今年度中にもまとめるという動きもある

ように聞いております。当町における取り組みの現状をお聞かせ願いたいと存じます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員のまち・ひと・しごと創生法に対する取り組みのご質問でございますが、ご承知のとおり、まち・ひと・しごと創生法は、少子・高齢化への対応や人口減少の歯止め、そして首都圏への人口の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的としております。

このまち・ひと・しごと創生法には、地域の実情に応じた施策や目標を定めます市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が努力義務とされております。国や県が策定しますまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して策定することとされておりますので、今後、国や県の策定します総合戦略の内容に十分留意しながら整合性のとれた計画を策定する必要があると考えております。

現在、能登町では、平成28年度から10年間の計画となります第2次総合計画の策定作業を進めておりますが、この計画においても少子・高齢化への対応や人口減少の歯どめ、そして住みよい環境づくりといった施策の目標が課題であると認識しており、これまでも各産業界の方々よりまちづくりについてご意見を聞く場を設けまして、現状や課題などのさまざまなご意見をいただいております。

また、先ほども申しましたが、来年1月から2月にかけて能登町内で5会場を設けまして、町民の皆様との懇談会を開催し、町民の皆様の声をじかに聞いて、そして、その声を計画に反映していきながら能登町の実情に応じた施策や目標を定めたいと考えております。

能登町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、能登町のあべき未来像と将来の目標を定める第2次総合計画の策定と歩調を合わせながら取り組みたいと考えておりますが、策定までの明確なスケジュールが示されていない状況でもありますので、今後の国の動向には十分注意しながら取り組んでいく必要があるかと認識しておりますので、議員の皆様にもご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

答弁いただきました。ありがとうございます。

きょうの椿原議員の来年度の事業の質問もございまして、その中にもいろんな形で取り組まれる話は聞いております。きょうの3点の質問は、いずれにしましても町民との対話、町民が持っている潜在能力を引き出すという町の執行部に今後の創生法案の大事なポイントがあろうかと思っておりますので、その意味では先ほどのお話にあったとおりに来年の1月からの町民の懇談会、地域懇談会については、できるだけ私自身も町民の皆さんとともに参加して、その中でまた新しい、いい意見を出していきたい。このように考えておりますので、またよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で1番 田端雄市君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終わります。

お諮りいたします。一般質問が本日で全部終了しましたので、明日12月16日を休会としたいと思っております。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日12月16日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、明日12月16日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月17日午後1時30分から会議を開きます。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後1時24分）

開議（午後１時３０分）

開 議

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまの出席議員数は、１４人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第１ 議案第８１号「平成２６年度能登町一般会計補正予算」から日程第１２議案第９２号「平成２６年度能登町病院事業会計補正予算」までの１２件及び日程第１３議案第９３号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第２４議案第１０４号「公の施設の指定管理者の指定について」までの１２件併せて２４件を一括議題とします。

委員長報告

議長（鍛冶谷眞一）

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会 委員長 國盛孝昭君。

総務産業建設常任委員会委員長（國盛孝昭）

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第８１号「平成２６年度能登町一般会計補正予算（第４号）歳入及び所管歳出」

議案第８２号「平成２６年度能登町有線放送特別会計補正予算（第１号）」

議案第８６号「平成２６年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）」

議案第８７号「平成２６年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」

議案第 88 号「平成 26 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 89 号「平成 26 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 90 号「平成 26 年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 91 号「平成 26 年度能登町水道事業会計補正予算（第 1 号）」

以上 8 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に

議案第 93 号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の 1 件は、否決すべきものと決定いたしました。

次に

議案第 97 号「能登町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」

議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について」以上 5 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において委員から、消防庁舎建設事業の執行にあたり、町民に十分な説明を行うとともに、消防力のより一層の強化を望むとした意見があったことを申し添えさせていただきます。

以上をもって総務産業建設常任委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

次に教育民生常任委員会 委員長 金七祐太郎君。

教育民生常任委員会委員長（金七祐太郎）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 81 号「平成 26 年度能登町一般会計補正予算（第 4 号）所管歳出」

議案第 83 号「平成 26 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 84 号「平成 26 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 85 号「平成 26 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 92 号「平成 26 年度能登町病院事業会計補正予算（第 1 号）」

議案第 94 号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第 95 号「能登町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」

議案第96号「能登町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」

議案第102号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第103号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第104号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上11件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許したいと思います。討論ありませんか。

（「反対者からではないのか」との声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

委員長の報告が反対でしたから次は普通であれば可決に対しては反対からやりますが、委員長報告の反対に対してですから今度は原案に対して賛成者から意見を求めます。議案第93号に対してです。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

しばらく休憩します。（午後２時２５分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後２時２８分）

討論を行います。私の方から指定しておきます。議案第９３号について原案に賛成者の発言を許します。

１０番 向峠茂人君。

１０番（向峠茂人）

それでは議案第９３号原案についての賛成討論を行います。

この９３号を考査してみると町執行部が今１２月会議で議員報酬を引き上げる議案を上程した理由を推し量ると、第一に議員定数を１８から１４名に減ずることを議員自ら決めてのぞんだ点。第二 通年議会という機能的合理的なシステムを県内でも早く取り入れ１１月１日から施行した点。第三 同じく１１月１日から施行した能登町議会基本条例を制定し、より具体的に議会のあり方を示した点。第四 その能登町議会基本条例の第１９条で議員報酬について能登町特別職報酬等審議会の意見を尊重すると明記してあることに基づきその審議会を開催し答申を受けてこれに従った点。以上四点であると私考えます。さらに議会運営委員会の席で１１パーセント程度議員報酬を引き上げる議案を今会議において上程する旨を説明していること。また、当町の議員報酬はもう一つの町とともに県内で一番低い、人口が当町より少ない市であっても大幅に高い報酬がある事実についても考慮することもあってもよいと考えています。能登町議会基本条例の第１９条を朗読しますと、議員報酬は別に条例で定める。議員報酬の改正にあたっては町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、町の財政状況を総合的に考慮するとともに議会及び議員活動に関して町民の意見を聞くとともに能登町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものと明記されています。以上の点から議案第９３号について私は賛成とするものであります。以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

次に原案に反対者の発言を許します。

１２番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

私は議案第93号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論させていただきます。

本件については議会運営委員会で改正後の上昇率、根拠等について説明は受けております。当然、特別職報酬等審議会の意見も拝聴されたとのことでありました。私は特別職報酬等審議会の委員の方々の意見を尊重しなければならない立場にあることも承知もいたしております。にもかかわらず、私がここに立ったのは議会で検討する十分な時間をいただきたい、欲しかったということでもあります。

頻繁に改正をすべきでないと思いますし、現実には3町村が平成7年に現行の額に改正して以来、約20年間改正が行われていません。改正には慎重を期す案件と思います。

一般的には条例の提案権は議会と町長の双方にあり、議決権は議会のみにある権限でございますが、私はどちらも乱用しようとなんて思っている訳ではありません。

他の自治体の状況を少しばかり調査をしてみました。提案を首長が行った団体、議員が行った団体、そして審議会の意見を聞いた団体、聞かなかった団体、様々のようではありますが増額の否決は正直なところ見当たりませんでした。

それは首長と議会が事前の十分な意見調整を図っているからではないかと推測する次第であります。

会議には学校の児童会や生徒会、婦人会や敬老会、民間企業の各種会議など、その他いろんな会議がございます。議会は町の政策を最終的に決める場でありまして町で一番重要な会議が行われているということはみなさんも把握していることと思います。

ここで私ごとになりますますが全国町村議会議長会で少しばかり耳にしたことをお話しさせていただきたいと思います。地方議会議員構成の現状は、平日の朝から夕方にかけて仕事に従事している勤労者や、自営の方で収入を削ってまで立候補への決断は難しい場合が多いことなど、限られた住民による構成であつて住民の縮図とは言えず、偏った構成の場合が大半とお聞きもしました。

こうしたことから幅広い層の住民の立候補や議員活動環境の整備も必要で、夜間や休日に議会を開いたり、会社員が議員になったが故に会社を休んだことで給与や手当が減額されても議員報酬でカバー出来るように、議員への道を開くべきとの話もございました。

その為には今回提案の額以上の報酬が逆に必要かも知れません。市と町とでは大きな隔たりがあります。しかしながらこれで良いのか、町の基幹産業の現

状等を考えれば現行の額でも高いのではないかなどなど、このような議論をしていくべきであろうかと思っております。

私らにも提案権はあるわけでございます。それぞれの自治体の事情も千差万別の中、近隣がそうだから、平均がこうだからって言っている場合ではないのかな、そんなふうにも思っておりません。

能登町がそして能登町の将来を危惧する話も町民の間から良く聞こえてくるのはみなさんも同じであろうかなとそんなふうに思っております。自らでしっかり議論しようではありませんか。

どうか、議会でも特別職報酬等審議会の意見を照らしあわせながら検討する十分な時間を持つために私は反対ということで、述べさせていただきました。

どうぞご賛同賜りますようお願い申し上げます、反対の討論とさせていただきます。終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第81号「平成26年度能登町一般会計補正予算」

議案第82号「平成26年度能登町有線放送特別会計補正予算」

議案第83号「平成26年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第84号「平成26年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議案第85号「平成26年度能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第86号「平成26年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」

議案第87号「平成26年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第88号「平成26年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第89号「平成26年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」

議案第90号「平成26年度能登町簡易水道特別会計補正予算」

議案第 9 1 号「平成 2 6 年度能登町水道事業会計補正予算」
議案第 9 2 号「平成 2 6 年度能登町病院事業会計補正予算」の以上 1 2 件に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

起立多数であります。

有り難うございました。

したがって、議案第 8 1 号から議案第 9 2 号までの以上 1 2 件は、委員長報告のとおり可決されました。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩します。(午後 2 時 4 3 分)

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後 2 時 4 4 分)

次に、議案第 9 3 号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、原案について採決いたします。

議案第 9 3 号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

起立少数であります。

有り難うございました。

したがって、議案第 9 3 号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、否決されました。

次に、

議案第 94 号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第 95 号「能登町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」

議案第 96 号「能登町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」

議案第 97 号「能登町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」

議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 103 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 104 号「公の施設の指定管理者の指定について」の以上 11 件に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

起立全員であります。

有り難うございました。

したがって、議案第 94 号から議案第 104 号までの以上 11 件は、委員長報告のとおり可決されました。

休会決議

議長（鍛冶谷眞一）

日程第 25 「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第 2 条の規定に基づき開く次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く次の定例日の前日までを休会とすることに決定しました。

以上で、平成26年第3回能登町議会12月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会のあいさつ

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成26年第3回能登町議会12月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今月8日から開会されました今定例会議では、平成26年度能登町一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算をはじめ、条例の制定や改正、計画の変更、指定管理者の指定など、多数の重要案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、議案93号を除く議案を、原案どおり可決をいただきまして、ありがとうございました。

今会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても慎重を期して参りたいと考えております。

さて、12月12日、日本漢字能力検定協会が、今年の世相を表す漢字一文字が「税に決まった」と発表しました。今年、4月に消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられ、先日の衆議院議員総選挙では10パーセントへ引き上げの是非が争点となり、また、税金の使い方を決める国会議員や県議会議員の「政治とカネ」の問題が頻繁に取り沙汰されたことが理由とのこと。今年の漢字を書かれた清水寺の森貫主によりますと「多くの人の税に対する目が非常に厳しいことが改めて示された」と話されました。

地方自治を預かる者の一人といたしましては、今回の漢字を重く受け止めておりますし、皆様からお預かりした「税」を有効に、また効果的に活用させていただくためにも、今後とも透明性・公正性の確保に努めて参りたいと考えて

おります。幸いにも来年3月には能登町は合併10周年という節目の年を迎えます。もう一度、地方自治の原点に立ち返り、議会の皆様と連携を取りながら、新たな成熟期を刻んで参りたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年もいよいよ押し迫り、日々厳寒に向かいます折から、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、御自愛くださいまして、晴れやかな新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、本日は散会いたします。皆さんご苦労さまでした。

散会（午後2時50分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月17日

能登町議会議長 鍛冶谷 眞一

会議録署名議員 小路 政敏

会議録署名議員 酒元 法子